

第2期

三好市子ども・子育て支援事業計画

2020年度～2024年度

2020年3月

徳島県 三好市

はじめに

現在では、少子高齢化による家族と社会の形態の変化や、保護者の就労の多様化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもの貧困の連鎖、虐待など、子ども自身を取り巻く環境と子育て環境は著しく変化し続けています。

国では、2012年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、本市においても、2015年に「第1期三好市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する様々な施策の展開を推進してまいりました。

このたび、第1期計画が、2020年3月をもって計画期間の満了を迎えることから、引き続き、子どもを安心して生み育てやすくする環境づくりのための支援策を拡充していくことを目的に、2020年度から2024年度の5年間を期間とする「第2期三好市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後、本計画をもとに、子育て世帯・地域・行政が一体となって、社会の変化に柔軟に対応しながら、「生まれてよかった 住んでよかった 住み続けたい三好市」と思っただけのように、次代の子どもたちにとってより良い環境づくりと、だれもが輝ける社会を目指して各種施策に取り組んでまいります。

最後に、今回の計画策定にあたり、ご尽力いただいた三好市子ども・子育て会議の委員の皆様、またアンケート調査等にご協力いただいた市民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係者の方々に、心からお礼を申し上げますとともに、市民の皆様には、引き続き子ども・子育て支援の施策の推進へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2020年3月

三好市長 黒川 征一

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 策定体制	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 三好市の概況	6
2 統計による三好市の状況	7
3 意識調査結果の概要	16
4 現状・課題のまとめと今後の方向性	25
第3章 計画の基本理念・基本目標	27
1 計画の基本理念	28
2 計画の基本的な方向性	29
3 計画の基本目標	30
4 施策体系	32
第4章 施策の展開	33
1 妊産婦・乳幼児への支援	34
2 健やかに育つ環境づくり	36
3 要保護児童への支援	41
4 仕事と子育ての両立の環境づくり	44
5 地域子ども・子育て支援事業の充実	47
6 経済的支援の推進	49
第5章 教育・保育及び地域支援事業の量の見込みと確保の方策	51
1 教育・保育提供区域の設定	52
2 教育・保育事業	52
3 地域支援事業	61
第6章 推進体制	71
1 計画の推進に向けて	72
2 地域人材の確保と連携	72
3 情報提供・周知	72
4 広域調整や県との連携	73
5 計画の進行管理	73
参考資料	75
1 策定経過	76
2 三好市子ども・子育て会議	77

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の急速な少子・高齢化は、暮らしを支える労働力人口の減少など人口構成に変化をもたらし、社会保障の負担増加の原因となり、経済成長の停滞を生み、深刻な社会問題となっています。

中でも、地域のつながりの希薄化、核家族化の進行や、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖など、子どもが暮らす環境は変化し続けています。

国では、子どもを取り巻く環境の変化を受けて、2012年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた新たな制度のもとでは、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことを目指しました。

さらに2015年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、幼児期の質の高い保育・学校教育を実現し、すべての子どもが健全に育つ社会の構築を目指してきました。

そして2016年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、女性就業率の上昇や保育ニーズの高まりから、2017年6月に「子育て安心プラン」が公表されました。2019年10月には、すべての子どもに質の高い幼児教育を保証することを目指し、「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。

また同じく2019年には、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」が行われ、「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記や、児童福祉法改正などを受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しが反映されました。

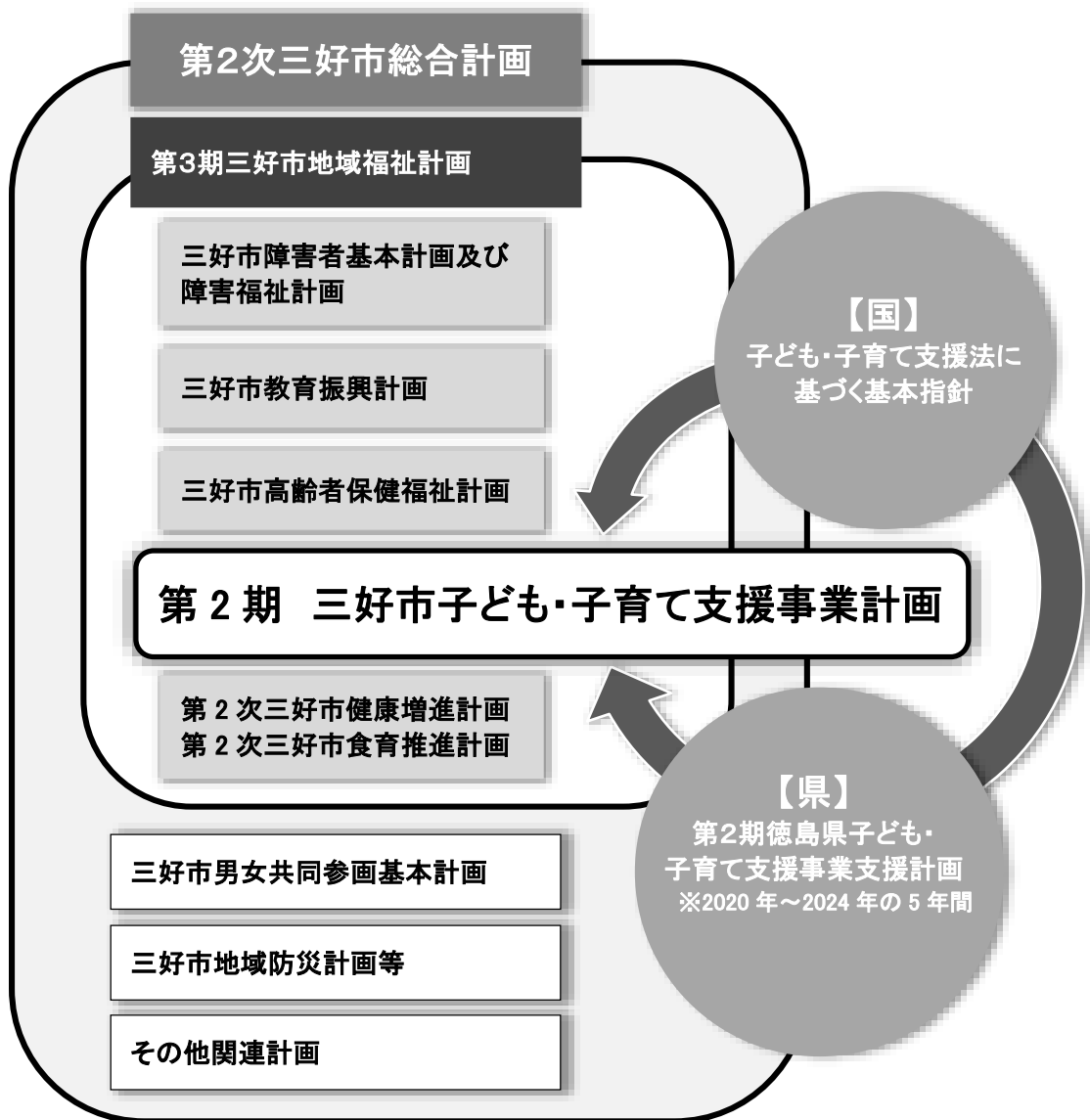
本市では、こうした背景の中、2015年3月に本計画の第1期計画を策定し、誰もが安心して子どもを産み、安心して子育てできる社会の実現に向けて、子育て環境の整備に取り組んできました。

本市においても、引き続き、子どもの最善の利益を確保する責務を明確にし、子どもの本来持つべき「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守り、すべての子どもの権利を最大限に尊重し、2019年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えたことから、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、第2期三好市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、「三好市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏まえ2015年に策定された『第1期三好市子ども・子育て支援事業計画』を継承するものとしします。

また、本計画は、上位計画である「三好市総合計画」や、その他関連計画との整合を図り策定しています。



3 計画の期間

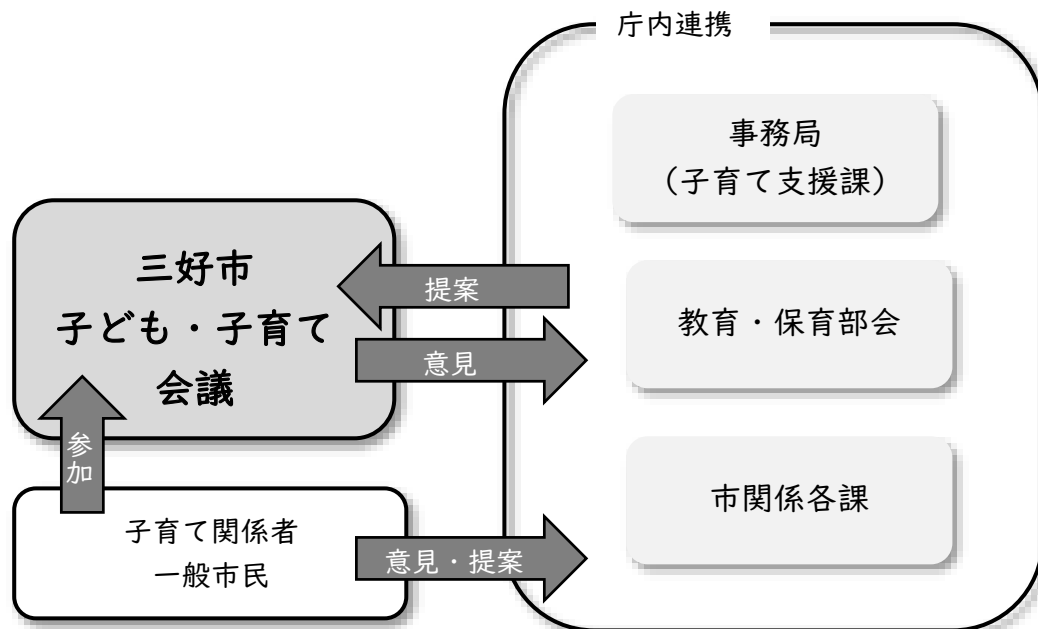
本計画の期間は、2020年度から2024年度までの5か年とします。2022年度の間見直しを経て、計画最終年度である2024年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
策定年度	第2期三好市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)					次期計画 (2025年～)	
			中間 見直し				

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民等の意見を踏まえ、計画の内容などを協議し、計画を策定しています。

また、昨年度実施しました「子ども・子育て支援についてのニーズ調査」の結果から、広く市民の意向を反映させています。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 三好市の概況

本市は、徳島県の最西端で四国のほぼ中央に位置しており、香川県、愛媛県、高知県に隣接し、四国の市町村の中で面積が最も大きな市です。東西に徳島自動車道、南北にJRが走っており、人が行き交う交通の要所でもあります。

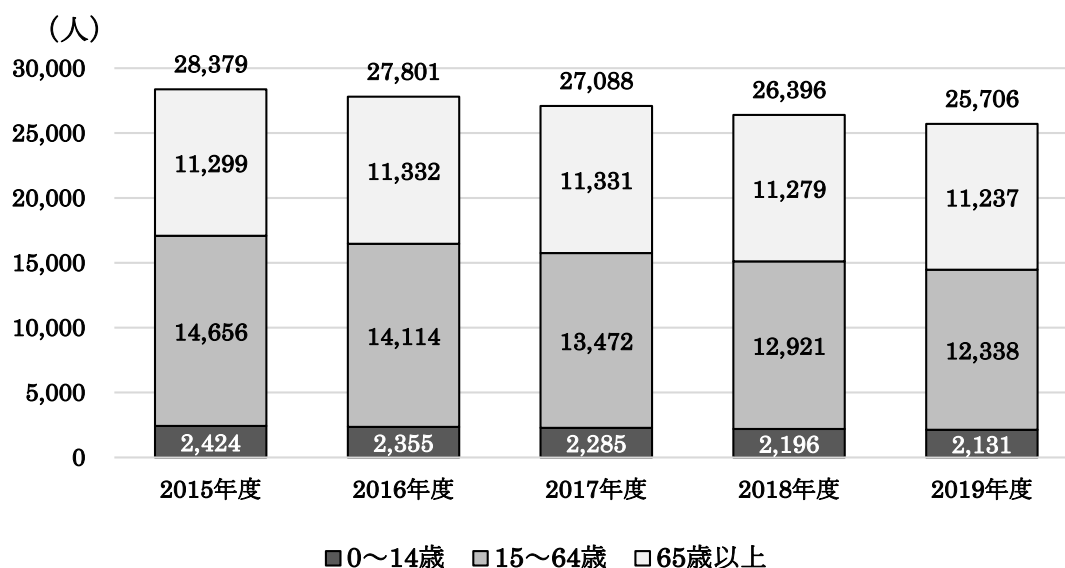
南部には四国山地がそびえ、剣山、三嶺、そして四国三郎こと吉野川など豊かな自然に恵まれ、美しい景観を形成しています。

また、祖谷のかずら橋や大歩危・小歩危峡、また国の重要伝統的建造物群保存地区である落合集落など四国屈指の観光スポットが多く、平家の落人伝説など、独自の自然・伝統・文化を有しており、観光でもにぎわっています。

2 統計による三好市の状況

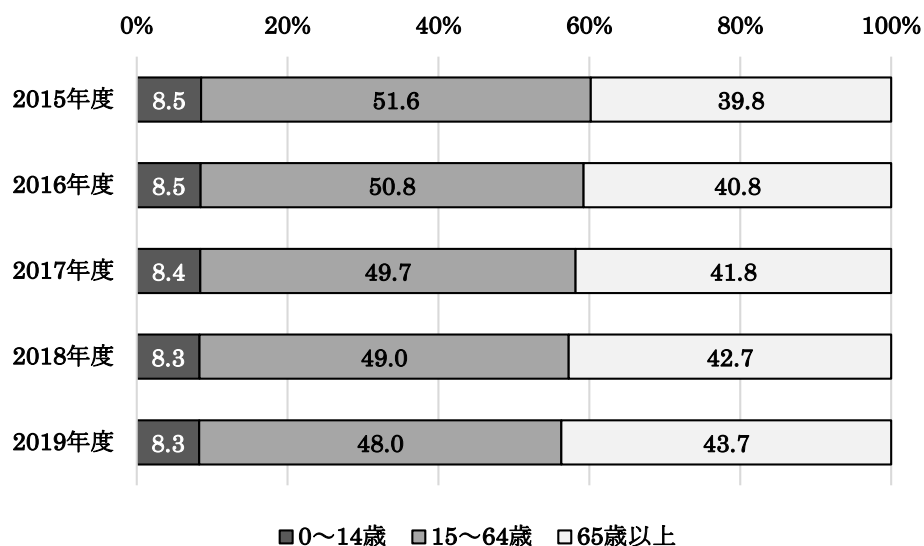
(1) 人口の推移

2015年度から2019年度までの総人口の推移をみると、減少傾向になっています。年齢3区分でも、すべての世代で減少しています。



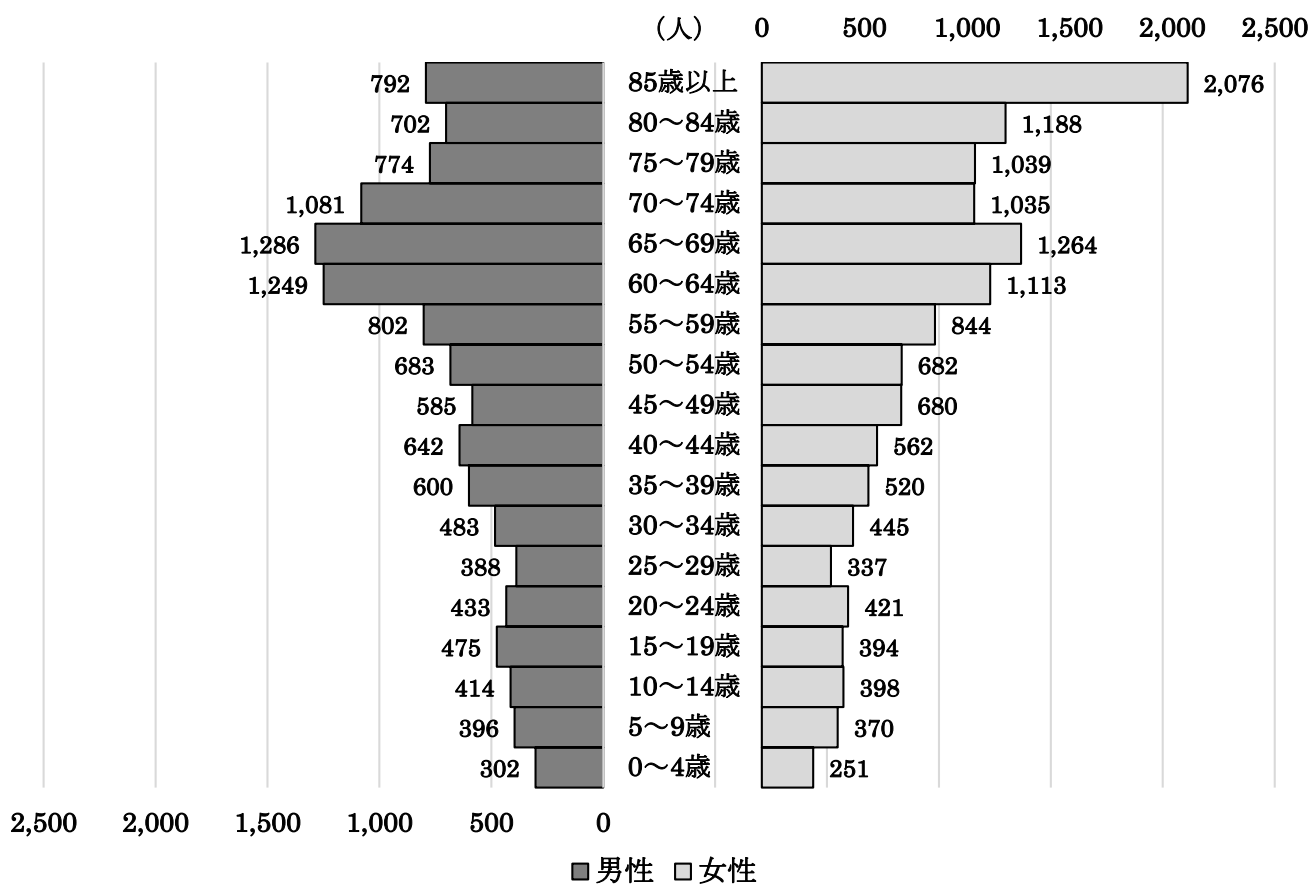
出典：住民基本台帳（各年9月末日現在）

年齢3区分別人口の割合をみると、0～14歳の年少人口の割合は、0.2%減少し、15～64歳の割合は3.6%減少しています。



出典：住民基本台帳（各年9月末日現在）

人口ピラミッドをみると、男性では「65～69歳」が最も多く、次いで「60～64歳」となっています。女性では「85歳以上」が最も多く、次いで「65～69歳」となっています。また、男女ともに「0～4歳」が最も少なくなっています。

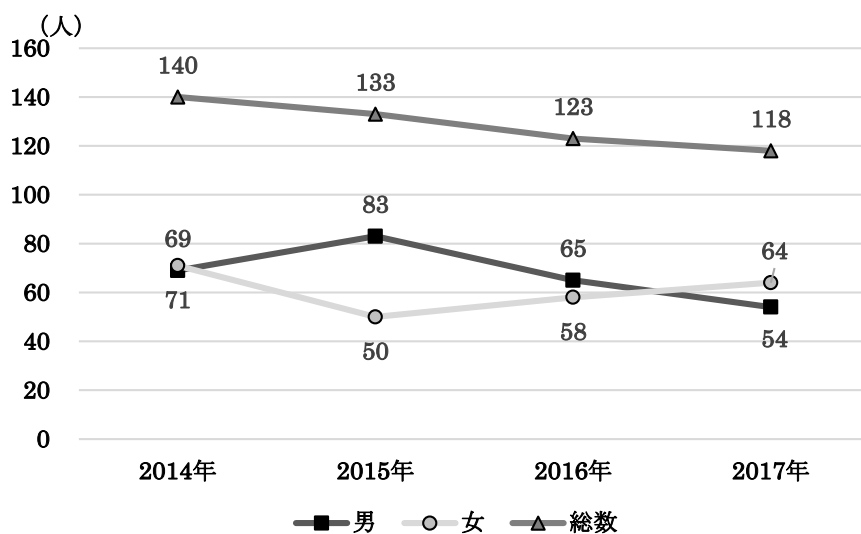


出典：住民基本台帳（2019年9月末日）

(2) 出生の推移

・出生数

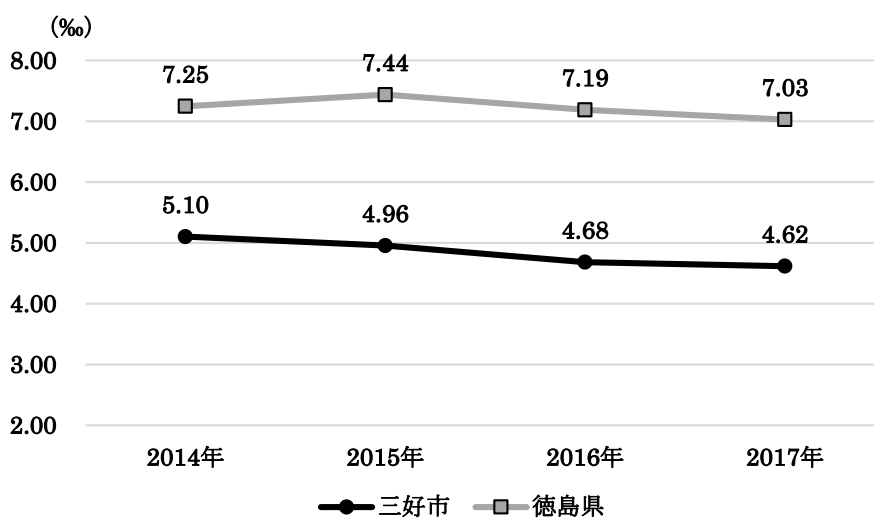
出生数の推移についてみると、2017年の出生数総数を2014年と比べると、22人減少（男では15人、女では7人の減少）しています。



出典：保健衛生統計年報

・出生率

本市の出生率では、2017年を2014年と比べると、0.48%減少しています。全ての年で徳島県よりも低く、2017年では2.41%低くなっています。

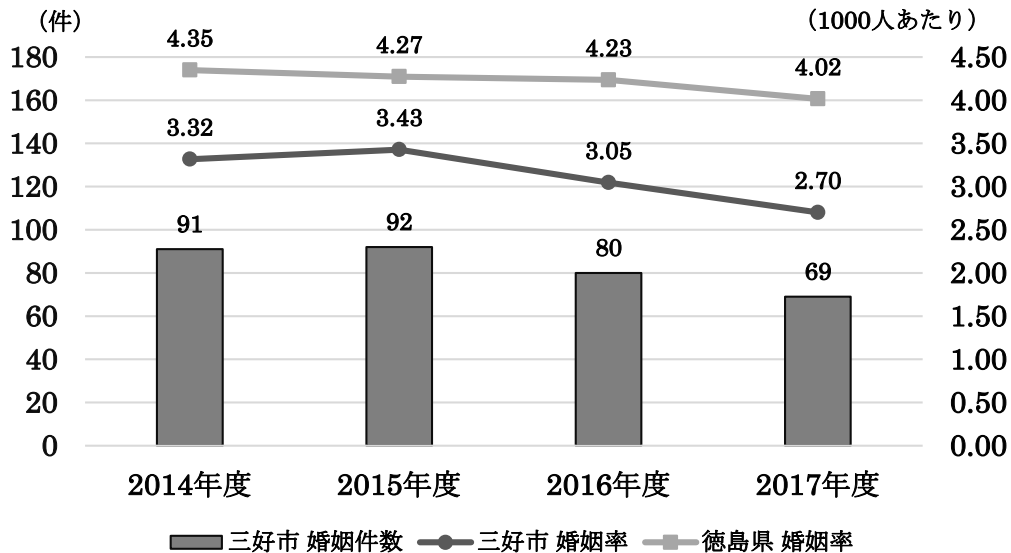


出典：保健衛生統計年報

(3) 婚姻等の推移

・婚姻件数と婚姻率

本市の婚姻件数では、2014年度と2017年度を比べると、22件減少しています。
また、婚姻率で徳島県と比べると、三好市の方が平均して1.1ポイント低く、減少の幅が大きくなっています。

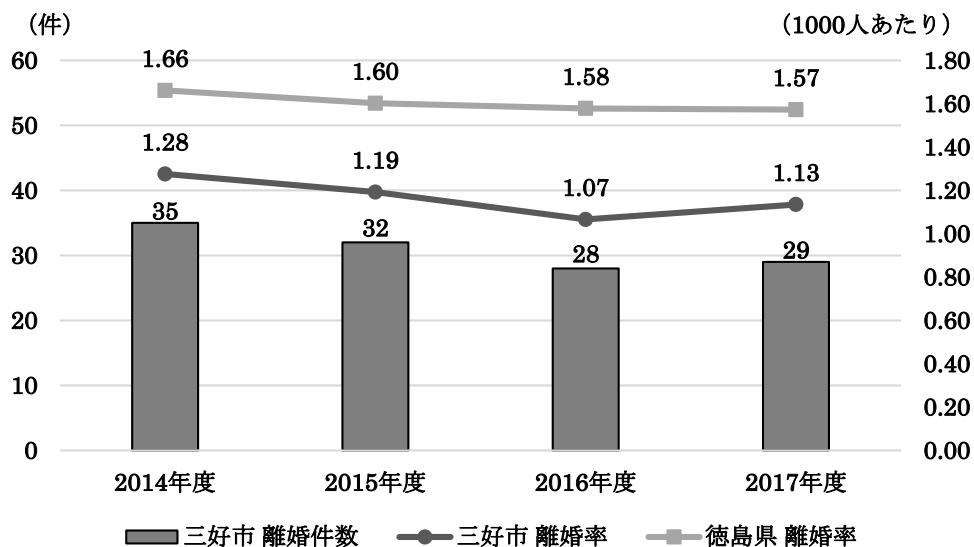


出典：保健衛生統計年報

※ 婚姻率 = 年間婚姻届出件数 ÷ 10月1日現在の人口 × 1,000

・離婚件数と離婚率

離婚件数では、2014年度と2017年度を比べると、6件ほど減少しています。
また、離婚率で徳島県と比べると、三好市の方が平均して0.44ポイント低くなっています。



出典：保健衛生統計年報

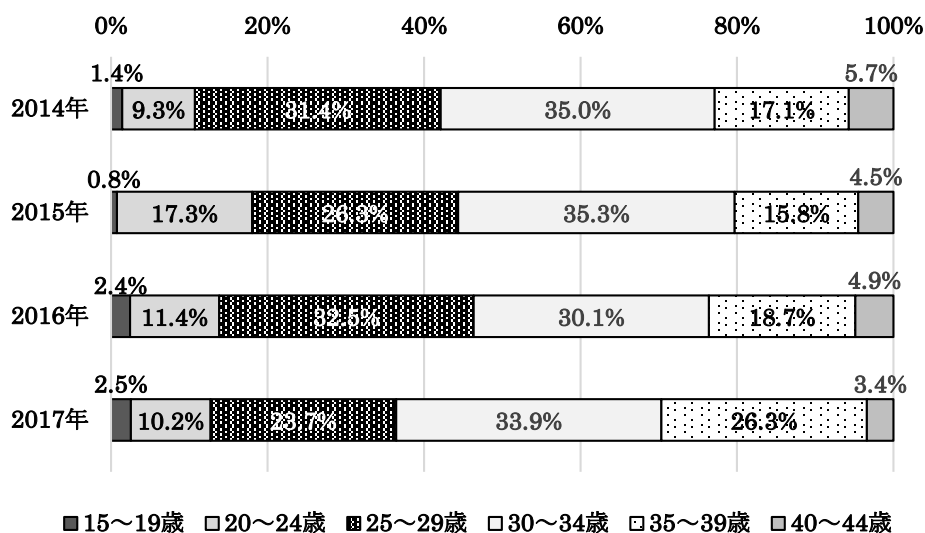
※ 離婚率 = 年間離婚届出件数 ÷ 10月1日現在の人口 × 1,000

(4) 母親の年齢別出生数の推移

本市の母親の年齢階級別出生数では、2014年と2017年の割合を比べると、25～34歳の割合が減少しており、35～39歳の割合が増加しています。

		2014年		2015年		2016年		2017年	
		出生数	割合	出生数	割合	出生数	割合	出生数	割合
母親の年齢	合計	140	100.0%	133	100.0%	123	100.0%	118	100.0%
	15～19歳	2	1.4%	1	0.8%	3	2.4%	3	2.5%
	20～24歳	13	9.3%	23	17.3%	14	11.4%	12	10.2%
	25～29歳	44	31.4%	35	26.3%	40	32.5%	28	23.7%
	30～34歳	49	35.0%	47	35.3%	37	30.1%	40	33.9%
	35～39歳	24	17.1%	21	15.8%	23	18.7%	31	26.3%
	40～44歳	8	5.7%	6	4.5%	6	4.9%	4	3.4%
	45～49歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

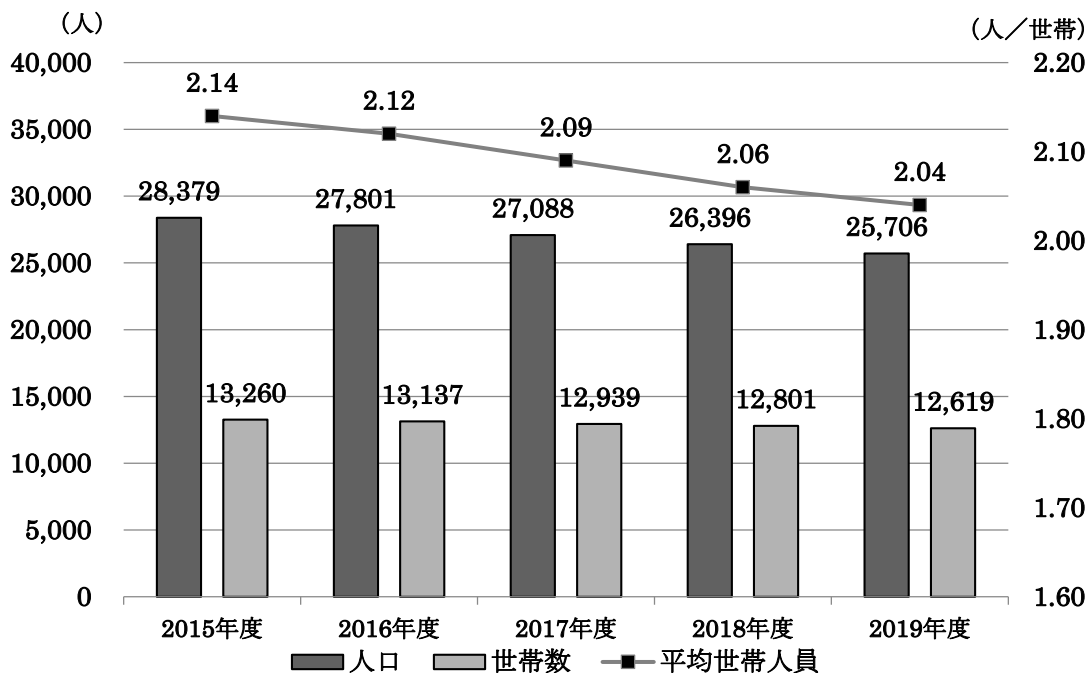
出典：保健衛生統計年報



(5) 世帯の推移

・世帯数と平均世帯人員

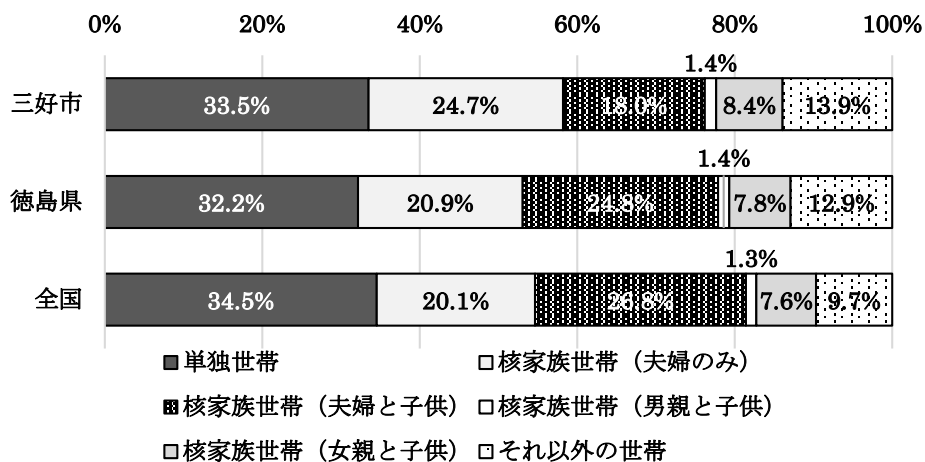
本市の世帯数と平均世帯人員をみると、2015年から2019年までの世帯数と平均世帯人員の推移をみると、どちらも減少しています。



出典：住民基本台帳（各年9月末日）

・世帯構成

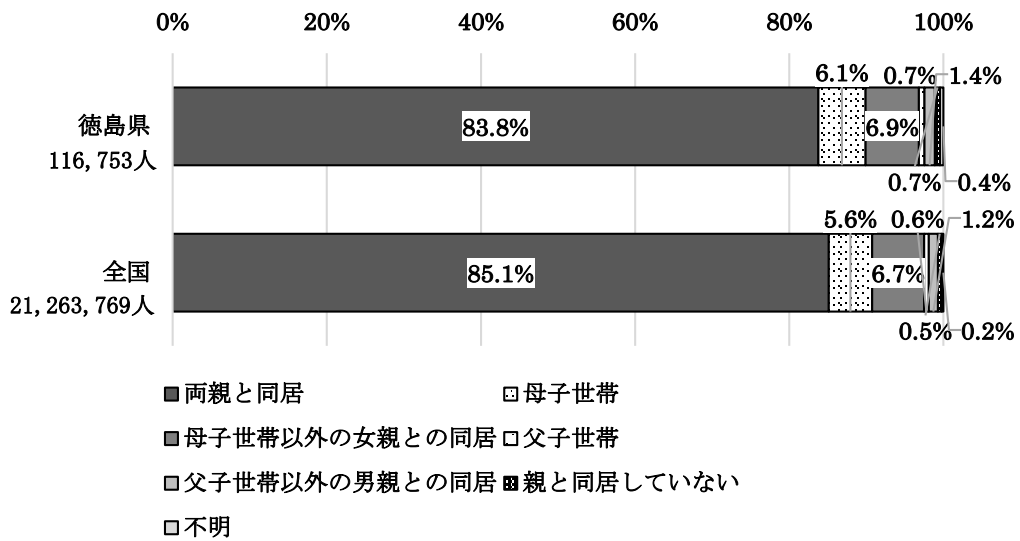
世帯構成の割合をみると、三好市を徳島県と国と比べると、「核家族世帯（夫婦のみ）」が24.7%と県や国よりも割合が大きく、「核家族世帯（夫婦と子供）」が18.0%と県や国よりも小さくなっています。



出典：国勢調査（2015年）

・20歳未満の子の親との同居状況

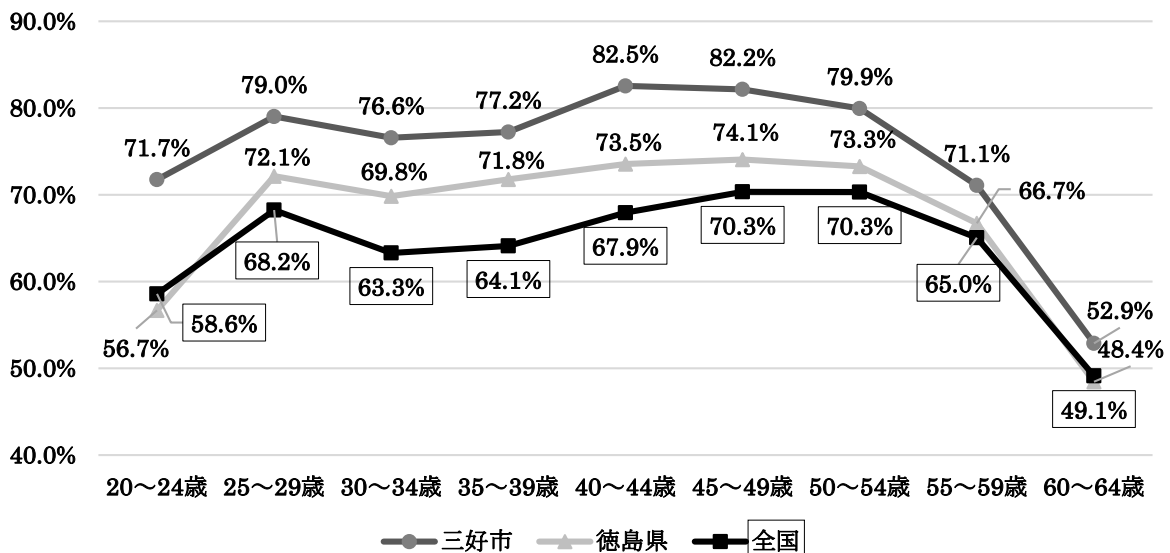
子どもの親との同居の状況で、徳島県と国とを比較すると、徳島県の方が「両親と同居」の割合が1.3ポイント低く、「母子世帯」の割合が0.5ポイント高くなっています。



出典：国勢調査（2015年）

(6) 女性の就業率

女性の就業率をみると、徳島県と国とを比較すると、どの年代でも県や国よりも割合が高くなっています。結婚・出産期に当たる年代に一旦低下するM字カーブをみると、全国よりも緩く、県よりも若干きつくなっています。就業率のピークは、本市は、40～44歳で82.5%で、県や国よりも若くなっています。

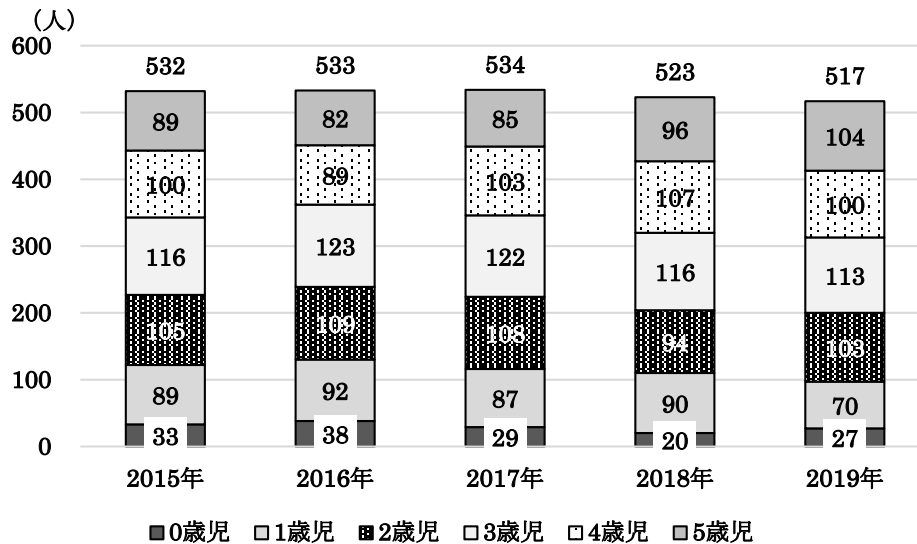


出典：国勢調査（2015年）

(7) 児童数の推移

保育所（園）、認定こども園の年齢別児童数をみると、2015年から2019年にかけて減少傾向になっており、特に0歳児、1歳児、2歳児、3歳児の人数が減少しています。

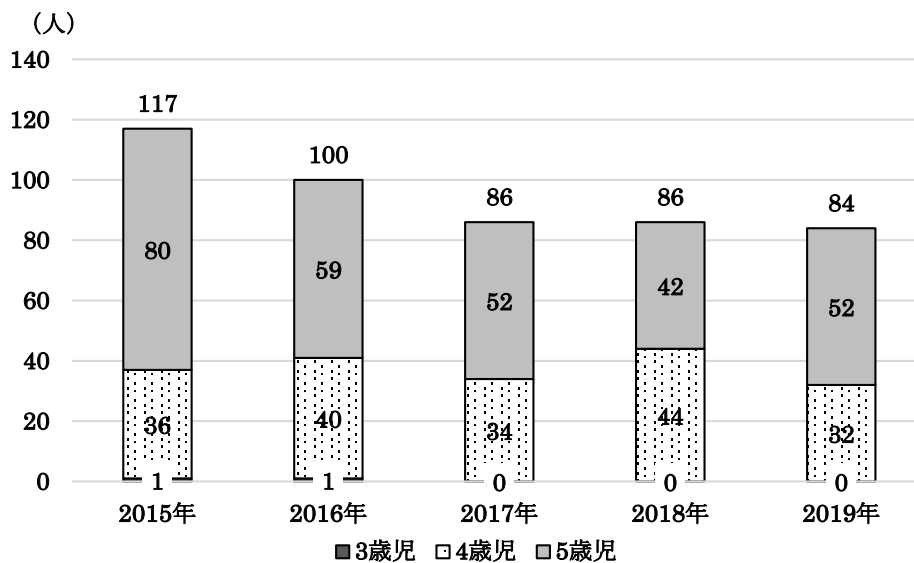
・保育所（園）年齢別児童数（私立含む）



出典：子育て支援課（各年4月1日現在）

幼稚園の年齢別児童数をみると、2015年から2019年にかけて減少傾向になっています。特に5歳児の数が少なくなっています。

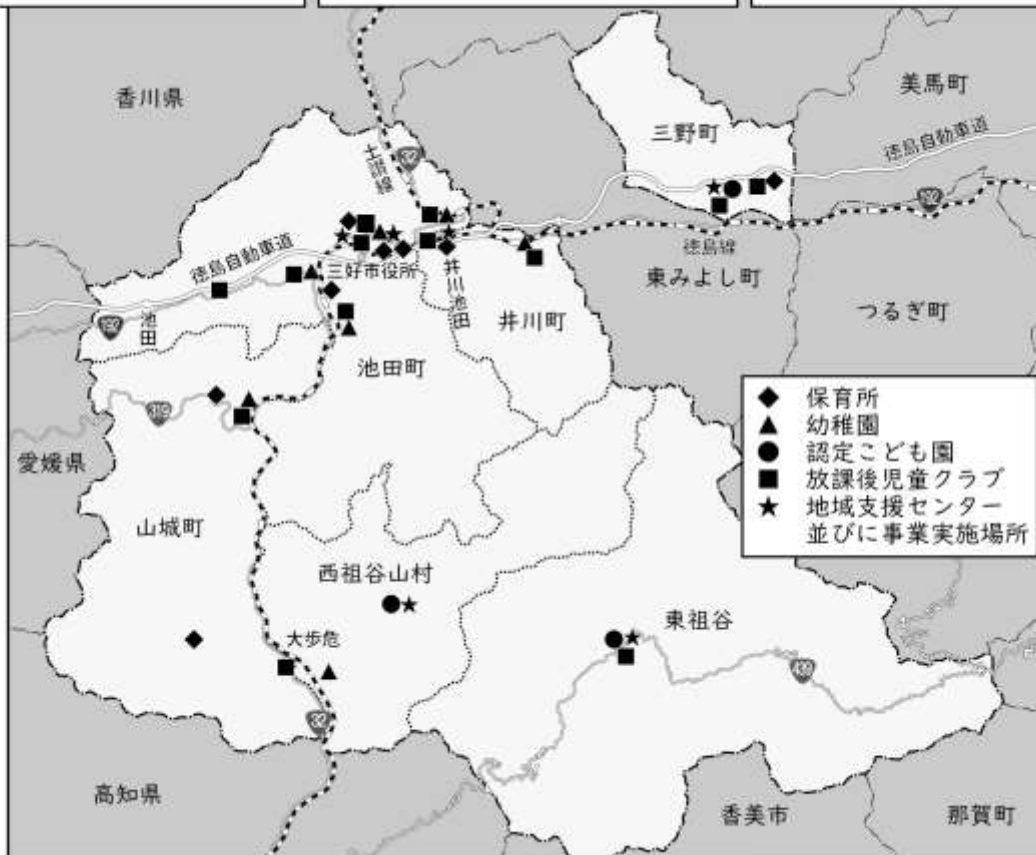
・幼稚園年齢別児童数



出典：子育て支援課（各年4月1日現在）

◆三好市の地域資源（2019年10月現）

池田町	井川町	三野町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所：4か所（池田第一、池田第二、かめの子、大泉） ・ 幼稚園：4か所（池田、箸蔵、白地、三縄） ・ 放課後児童クラブ：6か所（池田、上野ヶ丘、箸蔵、白地、三縄、馬路） ・ 地域子育て支援センター：2か所（子育て支援センター、池田第一保育所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所：1か所（西井川） ・ 幼稚園：1か所（辻） ・ 放課後児童クラブ：2か所（辻、西井川） ・ 地域子育て支援センター：1か所（西井川保育所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所：1か所（王地） ・ 幼稚園：なし ・ 放課後児童クラブ：2か所（芝生、王地） ・ 地域子育て支援センター：1か所（三野認定こども園） ・ 認定子ども園：1か所（三野認定こども園）



山城町	西祖谷山村	東祖谷
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所：2か所（政友、上名） ・ 幼稚園：1か所（山城） ・ 放課後児童クラブ：2か所（山城、下名） ・ 地域子育て支援センター：1か所（政友保育所 休止中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園：1か所（西祖谷） ・ 幼稚園：1か所（吾橋） ・ 放課後児童クラブ：なし（放課後子ども教室あり） ・ 地域子育て支援センター：1か所（西祖谷認定こども園） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所：なし ・ 幼稚園：なし ・ 認定こども園：1か所（東祖谷） ・ 放課後児童クラブ：1か所（東祖谷） ・ 地域子育て支援センター：1か所（東祖谷認定こども園）

3 意識調査結果の概要

(1) 調査概要

本調査は、2019年度に策定する「第2期三好市子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望や意見などを把握することを目的に、三好市内に在住の就学前児童のいる世帯及び小学校1年生～6年生の児童のいる世帯に対して、ニーズ調査を実施しました。

- 調査地域：三好市全域
- 調査対象：三好市在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
三好市在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間：就学前児童調査 2018年12月6日～24日
小学生児童調査 2018年12月6日～17日
- 調査方法：就学前児童調査は郵送配布・郵送回収
小学生児童調査は学校を通じて配布・回収

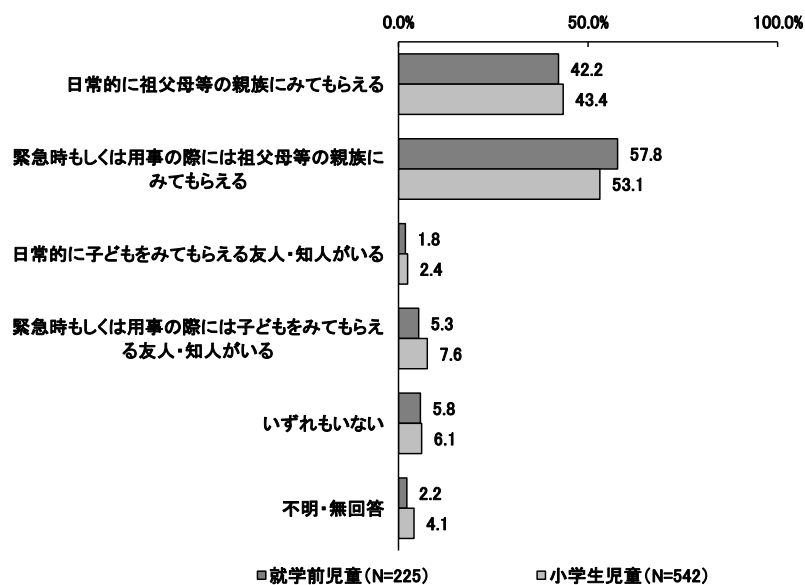
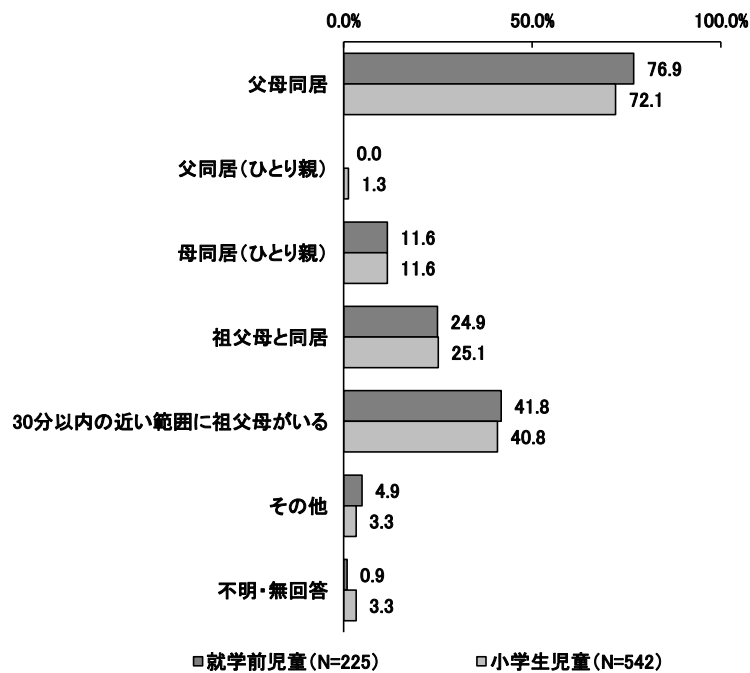
調査票	調査対象者 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	609件	225件	36.9%
小学生児童	708件	542件	76.6%
合計	1,337件	767件	57.4%

(2) 結果概要

(ア) 家庭環境、子どもをみてもらえる状況について

子どもの家庭環境についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「父母同居」が最も割合が高く、それぞれ76.9%、72.1%となっています。

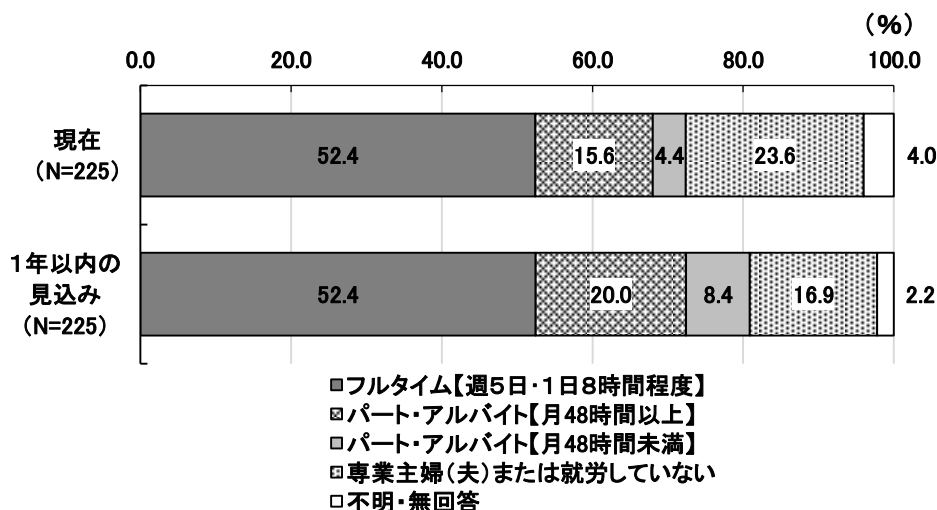
預かってもらえる親族・知人についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も割合が高く、それぞれ57.8%、53.1%となっています。次いで、就学前児童、小学生児童ともに「日常的に祖父母等に親族にみてもらえる」が高く、それぞれ42.2%、43.4%となっています。一方、「いずれもない」も若干います。



(イ) 母親の就労状況

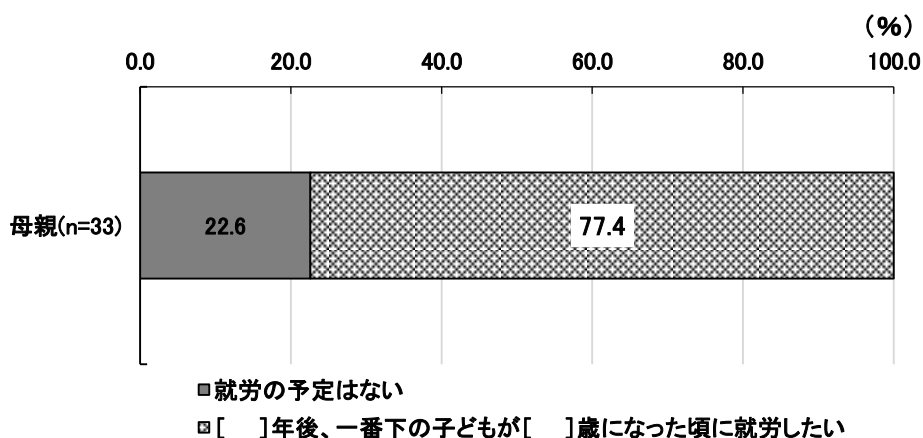
就学前児童の母親の現在の就労状況についてみると、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が52.4%と最も割合が高く、次いで、「専業主婦（夫）または就労していない」が23.6%となっています。

1年以内の見込みをみると、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が52.4%と最も高く、次いで、「パート・アルバイト【月48時間以上】」が20.0%となっています。



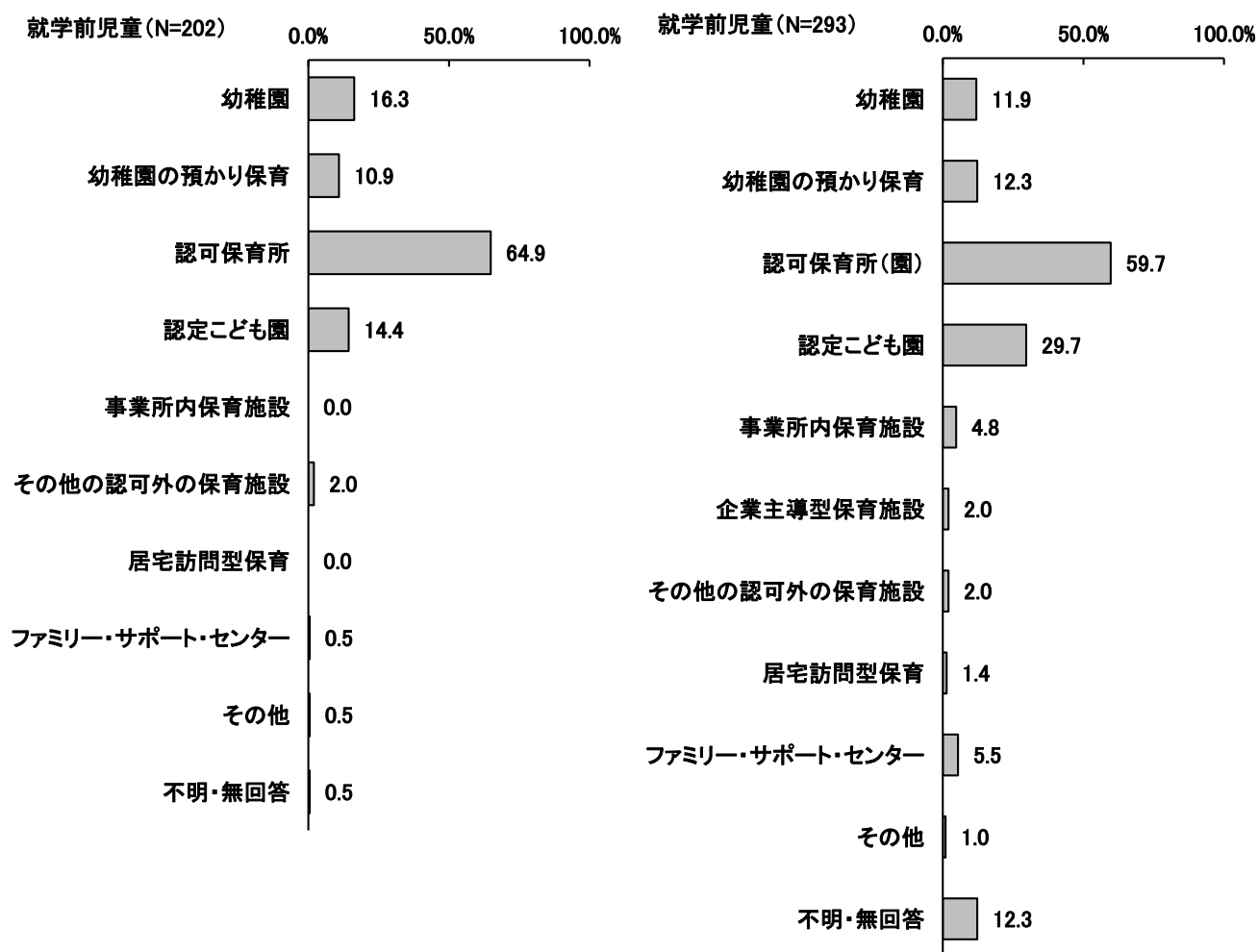
(ウ) 母親の就労の予定

就学前児童の母親の1年よりも先の将来的な就労予定についてみると、「[]年後、一番下の子どもが[]歳になった頃に就労したい」が77.4%、「就労の予定はない」が22.6%となっています。



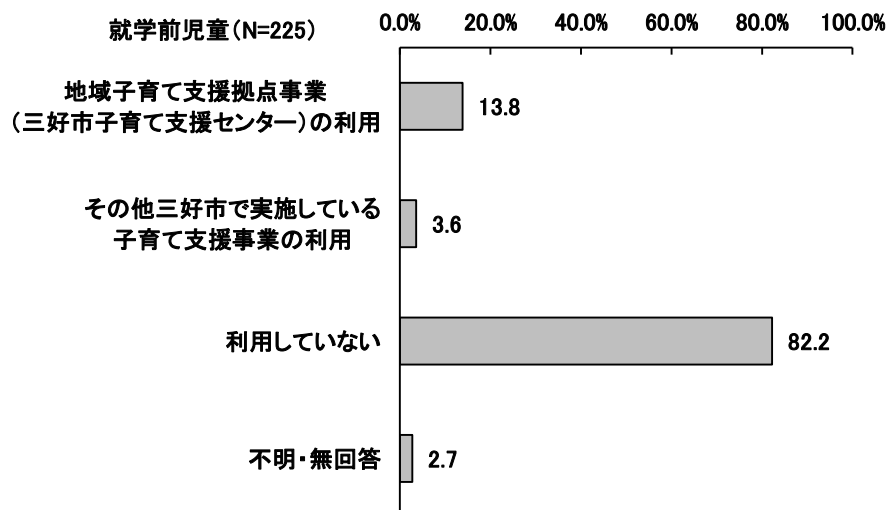
(エ) 定期的に利用している教育・保育事業

就学前児童が定期的に利用している教育・保育事業をみると、「認可保育所」が64.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が16.3%、「認定こども園」が14.4%となっています。定期的に利用したいと考える事業についてみると、「認可保育所」が59.7%と最も高く、次いで「認定こども園」29.7%、「幼稚園の預かり保育」が12.3%となっています。



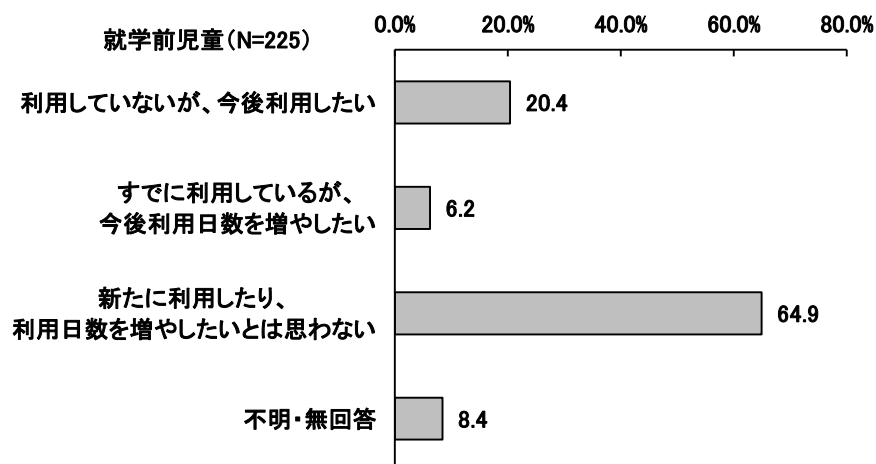
(オ) 地域子育て支援事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業の利用状況についてみると、「利用していない」が82.2%とほとんどを占めており、次いで、「地域子育て支援事業(三好市子育て支援センター)の利用」が13.8%となっています。



(カ) 地域子育て支援事業の利用希望

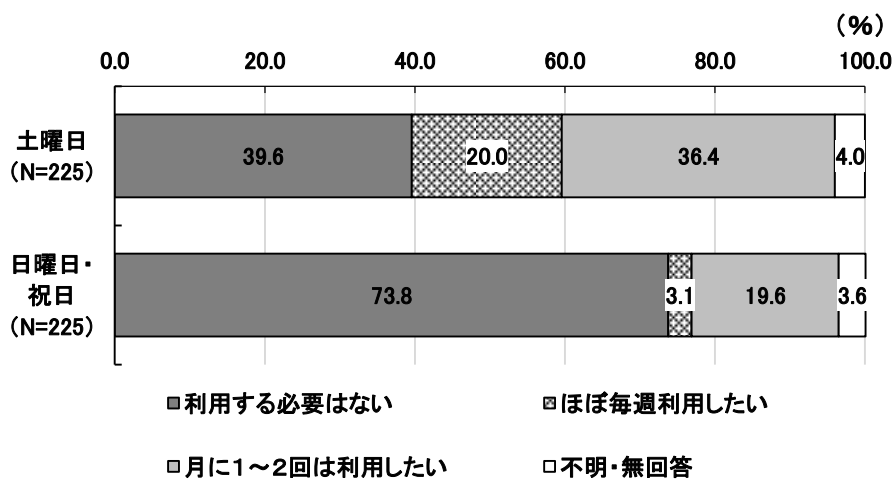
地域子育て支援事業の利用希望についてみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が64.9%と最も割合が高く、次いで、「利用していないが、今後利用したい」が20.4%となっています。



(キ) 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

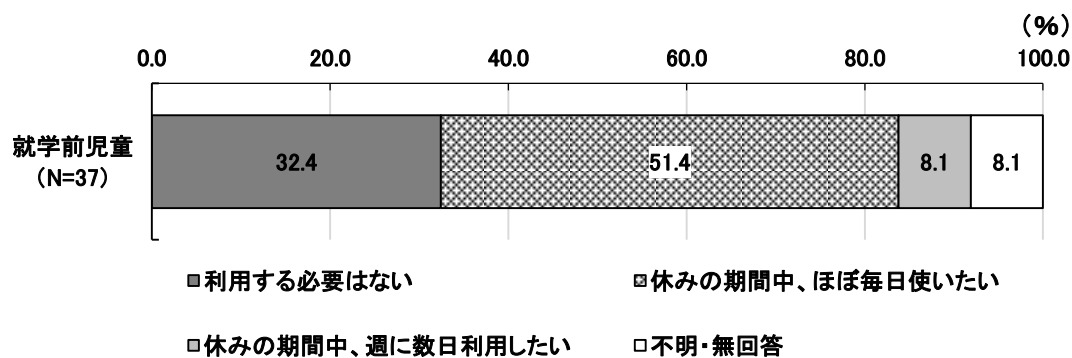
土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、土曜日では、「利用する必要はない」が39.6%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が36.4%となっています。

日曜日・祝日では「利用する必要はない」が73.8%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が19.6%となっています。



(ク) 長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

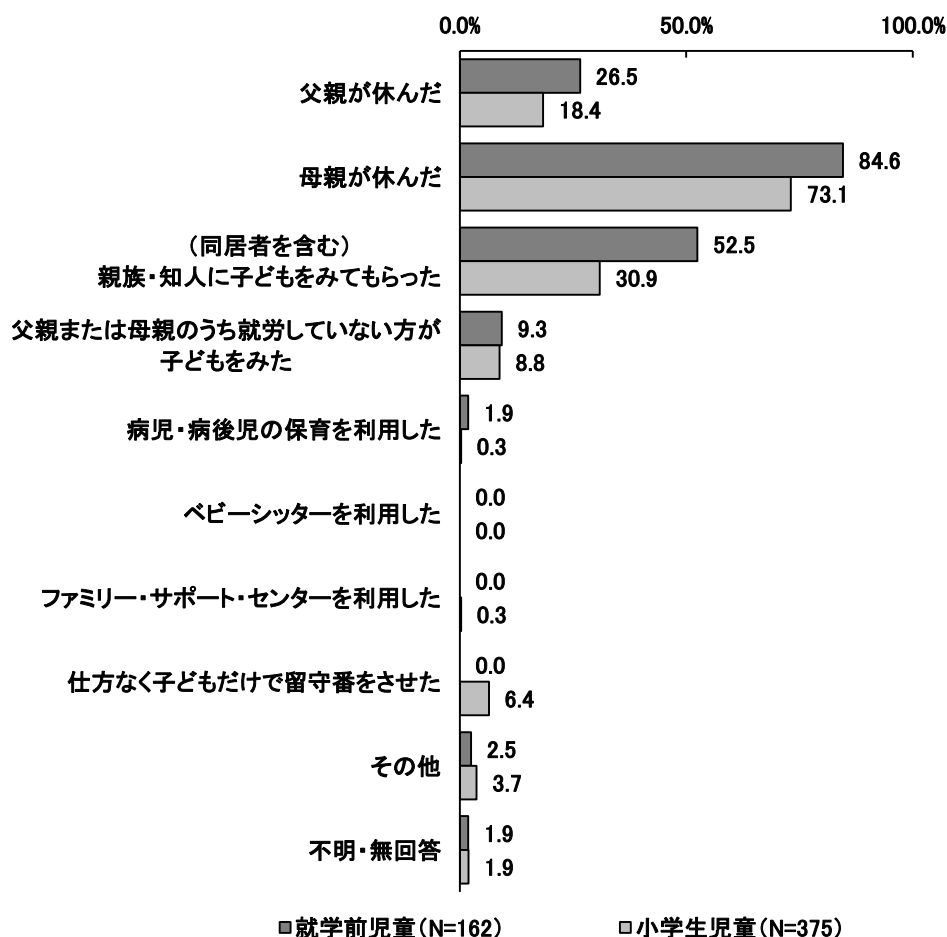
長期休暇中の教育・保育事業の利用希望についてみると、「休みの期間中、ほぼ毎日使いたい」が51.4%と最も高く、次いで、「利用する必要はない」が32.4%となっています。



(ケ) 病気などで教育・保育事業が利用できなかった際の対処方法

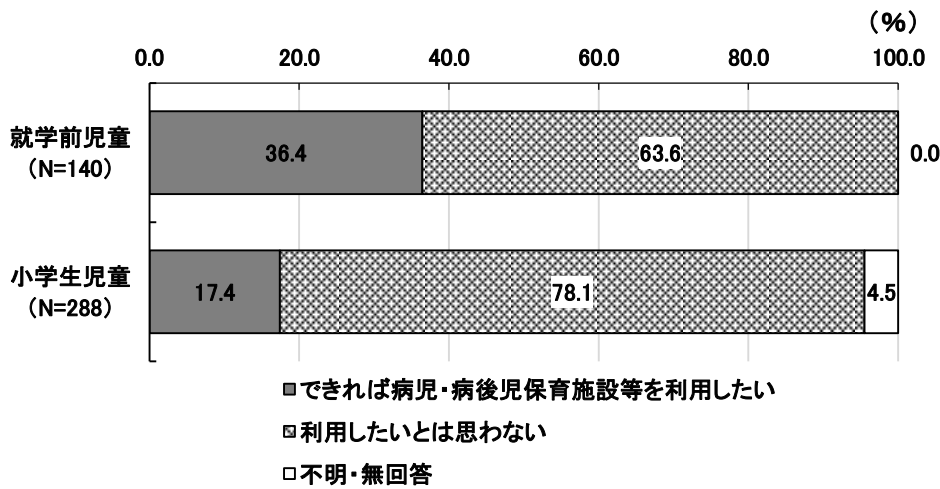
病気やケガ等の理由で通常の事業が利用できなかった際の対処方法についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「母親が休んだ」が最も多く、それぞれ84.6%、73.1%と最も高く、次いで、就学前児童、小学生児童ともに「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が高く、それぞれ52.5%、30.9%となっています。

一方で、小学生児童で「仕方なく子どもだけで留守番させた」が6.4%ありました。



(コ) 病児のための保育施設の利用希望

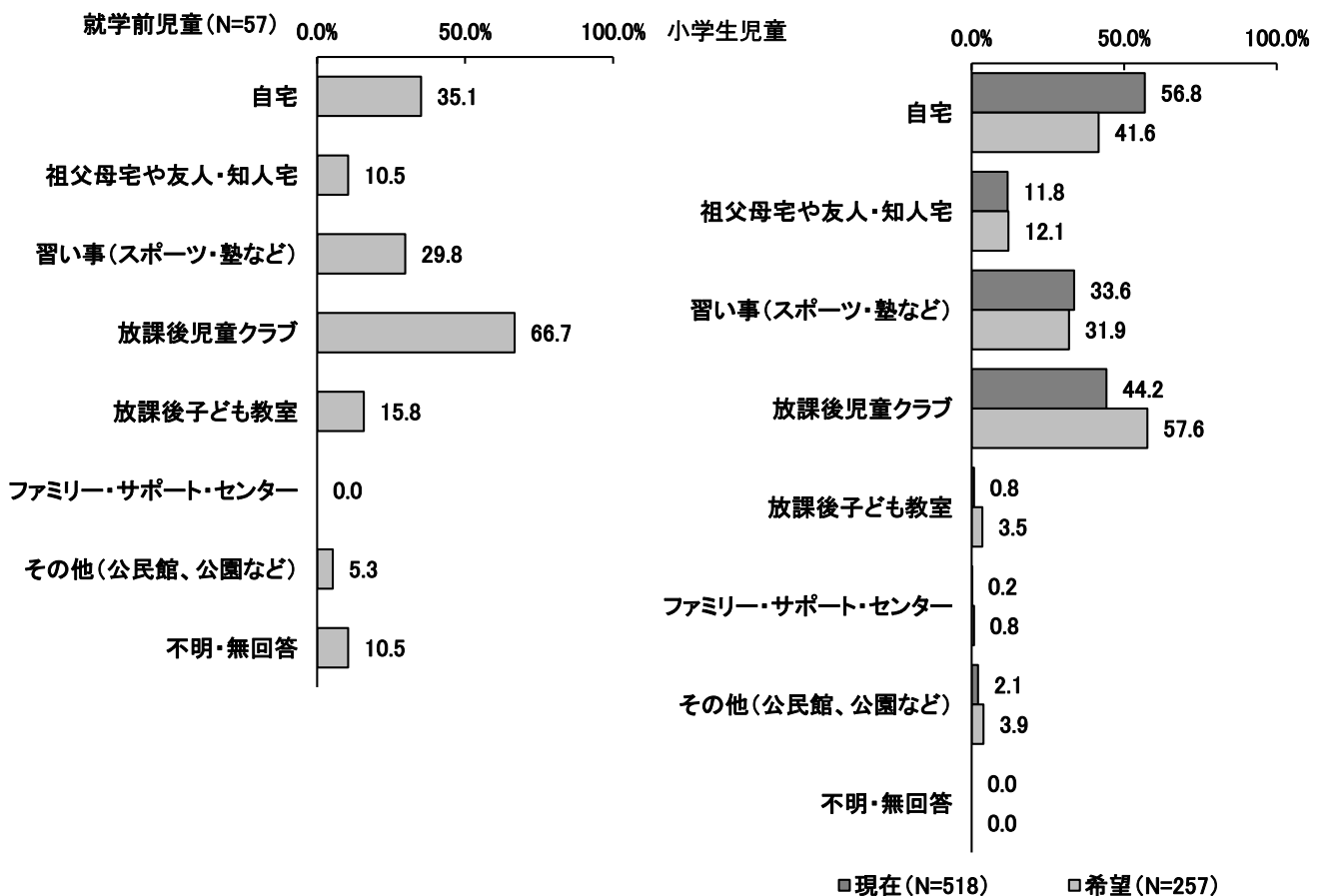
病児・病後児のための保育施設の利用希望についてみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が、就学前児童では36.4%、小学生児童では17.4%となっています。



(サ) 放課後の過ごし方

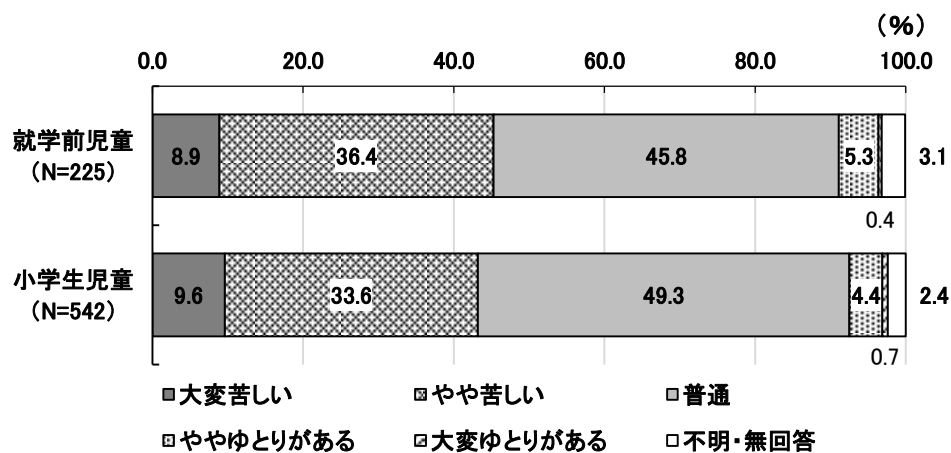
放課後の時間を過ごさせたい場所について、就学前児童では、「放課後児童クラブ」が66.7%と割合が最も高く、次いで「自宅」35.1%となっています。

小学生児童では、現在と希望をみると、現在では「自宅」が56.8%と最も高く、次いで、「放課後児童クラブ」44.2%となっています。希望としては、「放課後児童クラブ」が57.6%と最も高く、次いで、「自宅」41.6%となっています。



(シ) 普段の経済的な生活状況

普段の経済的な生活状況についてみると、就学前児童、小学生児童ともに「普通」が最も割合が高く、それぞれ45.8%、49.3%となっています。次いで、就学前児童、小学生児童ともに「やや苦しい」が高く、それぞれ36.4%、33.6%であり、「大変苦しい」では、就学前児童が8.9%、小学生児童が9.6%となっています。



4 現状・課題のまとめと今後の方向性

(1) 安心な子育て環境

ニーズ調査では、就学前児童の母親の就労状況をみると、「フルタイム【週5時間・1日8時間程度】」が、52.4%と割合が最も高く、「フルタイム」、「パート・アルバイト」等を合わせると72.4%と割合が大きくなっています。就労していない女性でも「[]年後、一番下の子どもが[]歳になった頃に就労したい」が77.4%と割合が高く、就労している、もしくは就労への希望を持った母親がほとんどを占めています。これは、「認可保育所」の利用状況の多さからも確認できますし、本市の就業率が県や全国平均よりも高いという事実からもうかがえます。

女性の就労率が高い、もしくは母親の就労意向が高いというのは、他の設問の結果からも分かります。例えば、長期休暇中の教育・保育事業の利用希望をみると、「休みの期間中、ほぼ毎日使いたい」が51.4%と最も高くなっています。また、放課後に過ごさせたい場所について、就学前児童の小学校就学後をみると、「放課後児童クラブ」が66.7%と最も高くなっていますが、これも就労意向の高さによるものと理解できます。

それらの現状を踏まえ、多くの働く保護者が安心して子どもを預けられるよう、教育・保育事業をはじめ、他の子育て支援において、量的・質的に一層充実させなければなりません。

(2) 子どものための支援事業と命を守る支援

地域子育て拠点事業において、「利用していない」が82.2%であり、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が64.9%となっています。そして、認知度が高い事業は多いけれど、利用経験等が低い傾向があります。しかし経済的にも「大変苦しい」割合が決して少なくない状況を考えれば、さらにより使いやすい支援事業への取り組みが必要であり、子育てに関する啓発を促進し、子どものための支援事業であることに立ち返らなければなりません。

また、「大変苦しい」が子どもの夢や未来をつぶすものになってはいけません。貧困状況下で育った子どもが、大人になっても貧困から抜け出せないという「貧困の連鎖」によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

「市民主役のまちづくり」として、私たち地域の全ての人が社会の一員として、少子高齢化の中で『子ども・子育て』を社会の中心軸として認識し、多くの支援に取り組まなければなりません。特に、近年の「虐待」や上記の「子どもの貧困」などを命の問題として、市民・地域と関連機関とが一体となって積極的に取り組んでいきます。

(3) 子育ての孤立化の解消とつながりによる子育て支援

三好市では、古くからの家族的伝統が残っており、ニーズ調査をみると、「祖父母と同居」や「30分以内の近い範囲に祖父母がいる」家庭が多く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」割合が高くなっています。しかし、子どもを預かってもらえる親族や知人について「いずれもない」と答えた人や、気軽に相談できる人/場所について「いない/ない」と答えた人がいることも事実です。

子育てが家庭の問題ではなく、地域での育成として施策を進めていくためには、さらに地域や幼稚園、保育所（園）、認定こども園、そして学校等の関連機関との連携が重要になってきます。また、地域ネットワークの形成や、積極的な情報提供、きめ細かな相談体制などを作り、子育てをしている親と子どもの孤立化を解消し、全世代とのつながりの中で子育てができるような社会を構築することが必要であり、そのために、市民・地域、関係機関とともに支援の輪を広げていくことに努めていきます。

第3章 計画の基本理念・基本目標

第3章 計画の基本理念・基本目標

1 計画の基本理念

国は、子育てを地域社会全体で支えていくための環境整備を進めていくという方針を打ち出しており、本市においても、少子高齢化が進んでいる中、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、虐待・いじめ・犯罪など様々な権利侵害から子どもを守り、子どもの視点に立って、「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」を保障し、保護者一人ひとりの希望がかなえられる社会を実現していかなければなりません。

そのためには、子どもの健康・命を守りながら健やかな心身を育成するため、子どもと子育て家庭に直接働きかける支援。また、保護者の多様なニーズに対応して保護者自身が活躍でき、さらに保護者と地域・社会のネットワークが主体となって安全・安心な子育てができる環境づくりへの支援。そして、地域社会全体のシステム基盤の核としての「子ども・子育て」が機能するまちづくりへの支援を行っていかねばなりません。

第2次三好市総合計画（2018～2027）において、3つの重点目標の一つに「子どもを育てやすい環境づくり」が掲げられており、地域社会を形成する上で、『子ども・子育て』は至上命題です。人口減少の抑制と少子化への対策が急務である本市においては、若者や子育て世代が活躍できる環境を作ることが必須要件であり、そのためには『ともに』という住民・地域と行政の連携と協働による地域社会全体での育成を継承し、「生き生き」と輝きながら、現代の行動・活動・支援が地続きで『次代』へとつながっていくという認識が必要です。

第1期三好市子ども・子育て支援事業計画より、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援し、家庭と地域が一体となる子育ての総合的な取組を長年推進して来ました。この流れを基本的姿勢として継承し、地域・社会の変化に柔軟に対応しながら、分断なき地域・社会全体での子育て環境をより一層充実させていくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

ともに育ち ともに輝く 次代の子ども

～豊かな自然と地域の絆の中で～

2 計画の基本的な方向性

(1) 子どもの成長のために

子どもを慈しみ育むために、子どもの健康と安全のために、そして子どもの健やかな心身を育成できるよう、何よりも子ども自身のための基礎的・継続的な支援を行います。

子どもの幸せが第一であり、それが地域の幸福への道として、保護者と地域・社会のつながりを基盤に、子どもの命を守り・育成できるよう積極的に努めていきます。

(2) 子育ての環境のために

子育てにおける時代の流れと保護者の多様なニーズに対応するために、そして保護者自身が生活を充実させながら子育てができ、生き活きと社会で活躍ができるような環境を作るため、きめ細やかな支援を行います。

各関係機関と連携して、地域の支えを充実させ、注意深くサービスを展開し、地域資源を活かして心豊かな人間形成が可能な環境の構築を推進していきます。

(3) 子育てを支えるまちづくりのために

地域・社会全体による子育て支援の取り組みを継承し、特に親と子の精神的安心と安全性を重視した環境づくり・まちづくりを推進していきます。

子ども目線・子育て目線での安全・安心に重点を置き、環境整備・子育て支援サービスの利便性などを考慮したまちづくりを進め、地域・社会全体の中心軸としての「子育て」を認識し、誰もが生き活きと生活できるまちづくりに取り組みます。

3 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の基本目標を掲げて、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 妊産婦・乳幼児への支援

母親が安心して妊娠・出産することができ、また子どもが健やかに成長できるよう、健康診査や相談、情報提供を行い、妊娠・出産から乳幼児期までの切れ目のない一貫した母子保健支援を行います。

<施策方針>

親と子の健康の確保
小児医療の充実

(2) 健やかに育つ環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、多方面からの支援を行い、家庭・地域・学校の教育環境の整備を推進します。

<施策方針>

児童健全育成
教育環境の整備
思春期保健対策の充実
食育の推進

(3) 要保護児童への支援

すべての子どもの人権と命を守るため、特に支援・配慮を必要とする子どもと家庭に対して、関係機関とのネットワークを通して、一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていきます。

<施策方針>

要保護児童・児童虐待防止対策の充実
ひとり親家庭への支援対策
障がいのある子どもへの支援の充実
子どもの貧困対策

(4) 仕事と子育ての両立の環境づくり

女性も男性も仕事と生活を調和させて豊かな生活を実感できるよう、仕事と生活の調和を図り、どちらも充実させる「ワーク・ライフ・バランス」を浸透させるために普及・啓発を図ります。

また、有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりを目指した普及・啓発を進めます。

<施策方針>

ワーク・ライフ・バランスの推進

保育サービスの充実

男女共同参画意識の啓発

(5) 地域子ども・子育て支援事業の充実

子育ての負担や不安を軽減するために、様々な子育て支援サービスを充実させ、基礎となるきめ細かな支援を提供します。

<施策方針>

地域子ども・子育て支援事業の充実

子育て支援のネットワークづくり

安全・安心なまちづくりの推進

(6) 経済的支援の推進

親子が安心して生活を送れるよう、各種助成や手当等で経済的な支援を行います。

<施策方針>

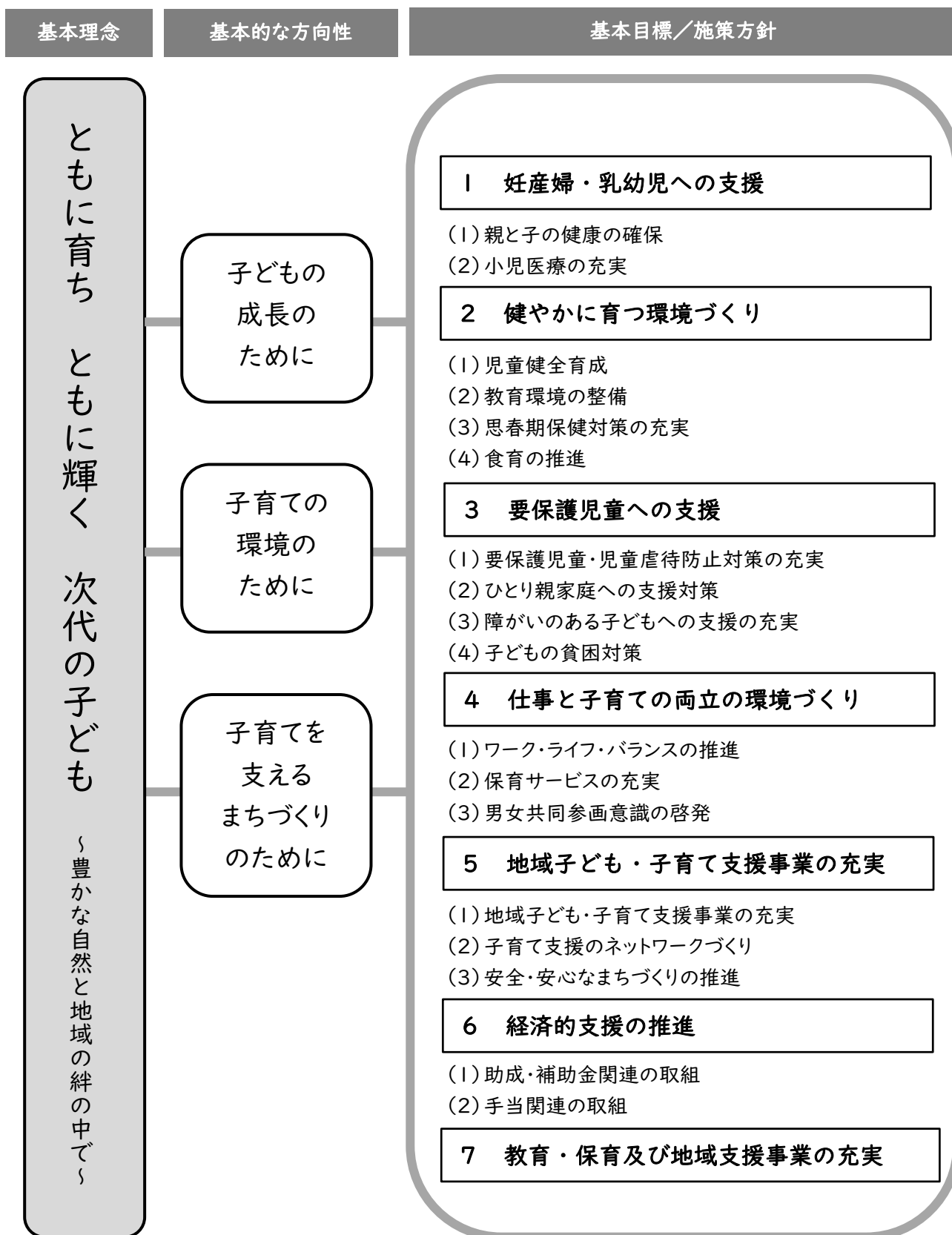
助成・補助金関連の取組

手当関連の取組

(7) 教育・保育及び地域支援事業の充実

教育・保育及び地域支援事業において量の見込みを算出し、確保策を検討。保護者の状況に合わせた適切な支援が行えるよう努めます。

4 施策体系



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 妊産婦・乳幼児への支援

(1) 親と子の健康の確保

妊娠・出産から乳幼児期の継続した健康診断や保健相談・指導と情報提供の充実を図り、誰もが安心して出産し、親と子が健やかな生活が送れるよう支援します。

事業名	事業内容	担当課
母子健康手帳 交付	◆妊娠届出時に妊娠初期から子どもが小学校に入学するまでの母子の一貫した健康の記録ができる母子健康手帳を交付しています。	健康づくり課
妊婦一般健康 診査 (妊婦健診事業)	◆安心して妊娠・出産を迎えることができるように妊婦を対象に妊婦健診の補助を行っています。 【※第5章参照】	健康づくり課
妊産婦相談訪問 事業(妊婦訪問・ 妊婦相談・褥婦訪 問・新生児訪問)	◆安心して妊娠・出産・育児が行えるように、助産師を中心とした妊産婦の相談・訪問事業を実施しています。	健康づくり課
乳児相談訪問 事業(乳児家庭 全戸訪問事業)	◆生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。 【※第5章参照】	健康づくり課
乳児健康診査	◆(集団) 保健センター、井川支所、三野老人福祉センター、いきいきサロン山城において、乳児に対する健康診査と相談、指導を行っています。 ◆(個別) 医療機関に委託し、乳児健康診査を行っています。	健康づくり課
幼児健康診査	◆1歳6か月児・2歳児・3歳児を対象に健康診査及び相談、保健指導、栄養指導等を行っています。	健康づくり課
5歳児発達相談	◆5歳児に対して、保育所(園)、認定こども園、幼稚園において発達相談事業を実施しています。	健康づくり課
予防接種事業	◆伝染の恐れがある疾病の発生予防、及び蔓延を予防するために予防接種を実施しています。	健康づくり課

栄養・食育事業	◆管理栄養士が、乳幼児健診で個別に食事などについての話をしています。また、小児肥満の児に対して、フォローを行います。その他、訪問や電話相談を実施しています。	健康づくり課
新生児聴覚検査	◆先天性聴覚障害を把握するために、出生数日の間に医療機関で検査を行っています。	健康づくり課
子育て世代包括支援センターの設立	◆妊娠・出産期・子育て期を切れ目なくサポートできるよう、母子保健コーディネーターが相談に応じ、情報提供や各関係機関との連携、支援プランの策定などを通じて総合的に支援を行います。	健康づくり課 子育て支援課

(2) 小児医療の充実

医療費助成により、幼い子の命を守り、そして保護者の安心のための支援を継続して行います。

事業名	事業内容	担当課
子どもはぐくみ医療費助成	◆疾病の早期発見と治療に資することを目的として、0歳児から18歳に達する日以後、最初の3月31日までの期間の医療費を助成しています。	保険医務課
未熟児養育医療費助成	◆出生体重が2000g未満又は、出生時に一定の所見がある乳児に対し、養育医療を行う必要がある場合において、その費用を助成しています。	保険医務課
小児救急医療支援事業	◆休日・夜間の小児救急患者に対応するため複数の医療機関（徳島県立三好病院、つるぎ町立半田病院）で当番制を取りながら、救急医療体制の確保に努めます。	保険医務課
健康づくり増進対策の推進	◆健康診査・保健指導・健康教育などの健康管理支援により、生活習慣病などの予防を行います。	健康づくり課

2 健やかに育つ環境づくり

(1) 児童健全育成

放課後などの安全・安心な子どもの居場所の確保を図り、心身の健康と豊かな感受性を育み、保護者が安心できる環境づくりを推進していきます。

事業名	事業内容	担当課
放課後子ども教室	◆子どもたちの安全・安心な活動拠点として、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動に取り組み、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	生涯学習・ スポーツ振興課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	◆保護者が仕事等で昼間いない家庭の児童を対象に、放課後児童クラブを実施し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えています。 【※第5章参照】	子育て支援課
学校施設の開放	◆社会体育の普及並びに幼児・児童の安全な遊び場の確保のため、市内小学校14校、中学校6校において、運動場、屋内運動場を学校教育に支障のない範囲で開放しています。	生涯学習・ スポーツ振興課
読み聞かせ事業	◆中央図書館において月1回程度、井川図書館では週1回程度、読み聞かせボランティアによる幼児や児童に絵本や本を読み聞かせる事業を実施し、本に対して関心を深める活動に取り組みます	生涯学習・ スポーツ振興課
スポーツ大会・教室の開催	◆児童参加のスポーツ大会・教室の開催支援を実施します。	生涯学習・ スポーツ振興課
スポーツ少年団の育成	◆スポーツ少年団の育成・支援を図り、児童の健康増進と健全育成に取り組んでいます。	生涯学習・ スポーツ振興課
社会体育施設の利用提供	◆児童の利用料金について減免を適用するなど、児童の社会体育施設利用促進に取り組んでいます。	生涯学習・ スポーツ振興課

事業名	事業内容	担当課
ひきこもり サポート事業	◆ひきこもり相談支援事業やひきこもりサポーター派遣事業を推進し、引きこもり状態にある人の相談対応から適切な支援まで、関係機関が情報を共有しながら連携して取り組めるよう、体制の強化を図ります。	地域福祉課
有害環境の調査・ 指導	◆警察、学校、PTA、地域ボランティアとの連携により、有害環境の情報共有に努め、街頭補導・指導を行い、有害環境から子どもを守ります。	生涯学習・ スポーツ振興課
防犯対策の充実	◆関係機関と連携して、地域住民による防犯パトロール、挨拶運動、子ども110番の車の設置などを行っています。	危機管理課 学校教育課

(2) 教育環境の整備

人を育てる基盤となる「教育」において、多様な変化に対応した環境の整備を進め、より健全で豊かな人間形成が行えるよう支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
総合的な学習の時間補助金事業	◆それぞれの地域にあった体験や学習を通して、一人ひとりの個性の伸長を図り、たくましく豊かな新しい時代を築く子どもを育成するため「総合的な学習の時間」にかかる経費の支援を行っています。	学校教育課
道徳教育の充実	◆すべての教育・保育施設・小中学校において、計画的に道徳教育を実施します。 ◆小中学校においては、児童生徒や学校の実態を踏まえた道徳目標を明確にし、指導計画に基づく創意工夫を凝らした指導を行います。	学校教育課 子育て支援課
人権教育の推進	◆すべての教育・保育施設・小中学校において、あらゆる差別の解消を目指して、人権教育を実施します。 ◆小中学校においては、子ども一人ひとりにしっかりと向き合い、現代的な課題や社会状況に即した人権教育に取り組みます。	学校教育課 子育て支援課
スポーツ施設の整備充実	◆スポーツの普及と健康増進のためスポーツ施設の整備充実を図ります。	生涯学習・ スポーツ振興課
学校環境整備	◆老朽化している施設の改修を進めるとともに、空調設備が必要な教室への新設や更新等、学校環境の整備に努めます。また、将来的な人口の推移に対応し、幼稚園や学校の適正規模の維持に努めます。	学校教育課
情報通信環境の整備	◆教職員及び児童生徒が利用する老朽化している情報機器の更新を行います。また、校務の情報化や情報活用能力を高めるためのICT環境整備を実施するとともに、情報セキュリティ対策についても進めていきます。	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業	◆児童生徒の問題行動などに対応するための教育相談体制の充実を図り、問題行動などの予防・解決に努め、子どもの豊かな心の育成を推進しています。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
スクール ソーシャル ワーカー活用 事業	◆教育の現場や教職員だけで対応することなく、専門職との緊密な連携のもと、早期に適切な対応がとれるよう、体制の整備を推進するとともに支援の充実を図ります。	学校教育課
外国青年招致 事業	◆国際理解を深めるため、外国語指導助手による外国語教育の向上や地域レベルでの国際交流の進展を図り、国際感覚豊かな人間性とまちづくりを推進しています。	学校教育課
三好市適応指導 教室 (そよかぜ学級)	◆さまざまな理由で学校に適應することが困難になっている児童生徒が、小中学校に在籍したまま一時的に通級する場所です。社会性、活動性、対人的な能力の維持と向上を目指した学級づくりを行っています。	学校教育課
スクールバス 運行	◆小・中学校の統廃合および休校により、遠距離通学を余儀なくされた児童・生徒に対し、通学手段を確保するため、スクールバスの運行を行っています。	学校教育課
遠距離児童生徒 通学費補助	◆小・中学校の統廃合および休校により、遠距離通学を余儀なくされた児童・生徒に対し、通学費の補助を行っています。	学校教育課
三好市立中学校 部活動支援事業	◆生徒の体力向上、心身の健全な発達、生涯スポーツの基盤づくり、仲間や教師との人間関係の構築などによる豊かな人間性の育成をめざし、生徒が明るく充実した学校生活を送るという部活動の目的を達成するために、練習試合に係る経費の支援を行っています。	学校教育課
教育活動費支援 事業	◆宿泊訓練、各種大会参加、校外学習およびスキー体験学習に係る経費の支援を行っています。	学校教育課

(3) 思春期保健対策の充実

繊細な思春期において、心身の健康の向上に必要な知識や態度を身につけさせ、自らの存在を肯定し喜べるよう、正しく導き支援します。

事業名	事業内容	担当課
思春期ふれあい体験学習	◆思春期である中学生を対象に、性教育や生命の大切さの事前学習を行い、ふれあい体験を実施しています。	健康づくり課
思春期における健康教育	◆学校と連携を取り、生活習慣病などについて指導し、健康への意識の向上を図ります。	健康づくり課

(4) 食育の推進

食を通して、子どもの健康を守り、地域への理解を向上させ、豊かな食生活を定着させ、豊かな人間性の育成に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
地産地消推進事業	◆学校給食の食材に地元（徳島県内）の食材を利用するなど、地場産食材の普及啓発を図っています。 ◆保育所（園）等でも地産地消を推進し、子どもの食への関心を高めます。	学校教育課
学校食育推進事業	◆学校・家庭・地域と連携を図りながら食育を実践することにより、児童・生徒の食に関する知識の向上と、望ましい食習慣の形成、健全な身体の育成に寄与します。	学校教育課

3 要保護児童への支援

(1) 要保護児童・児童虐待防止対策の充実

児童虐待は命の問題であり、地域全体の問題として、早期発見と積極的な対応が重要です。関係機関の密な連携により、相談体制を強化し、早期発見・早期対応に努めます。

事業名	事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の運営	◆通告や相談に対応し、要保護児童対策地域協議会を開催し、対応を協議、実施しています。また、各種研修会・講演会等により協議会員の質の向上を図っています。	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点の設置	◆子どもとその家庭・妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による継続的支援を行います。	子育て支援課
人権教育推進活動	◆児童虐待や子どもの人権等、あらゆる差別の解消に向けた取組を推進し、様々な人権についての理解を深めるため、各種講座や研修会を継続して開催します。	生涯学習・スポーツ振興課
養育支援訪問事業	◆養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師が訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。 【※第5章参照】	健康づくり課 子育て支援課
相談員による相談事業	◆家庭相談員や母子・父子自立支援員を配置し、相談や家庭訪問を行い、家庭における子育てを支援しています。	子育て支援課

(2) ひとり親家庭への支援対策

母子・父子家庭の子どもの健全な育成を図るために、経済的支援などを推進していきます。

事業名	事業内容	担当課
母子寡婦福祉会の育成	◆母子寡婦福祉の推進に重要な役割を果たしている母子寡婦福祉会の育成を図り、母子寡婦の福祉向上に努めています。	子育て支援課
母子世帯小口資金貸付	◆母子世帯が少額の資金を緊急に必要とするとき、応急的な経済援助を図るため必要な援助をしています。	子育て支援課
母子父子寡婦等福祉相談	◆母子・父子自立支援員が母子・父子家庭等の自立に必要な助言・指導・手当・貸付制度などの相談に応じています。	子育て支援課
母子・父子家庭等への相談・情報提供	◆母子・父子家庭の自立支援を目的に、ひとり親家庭の生活の安定・自立に関する相談業務、並びに情報提供を実施します。	子育て支援課

※ひとり親家庭等の医療費助成については、条例により、「6 経済的支援の推進」の「(1) 助成・補助金関連の取り組み」に記載されている「重度心身障害者等医療費助成」に含まれています。

(3) 障がいのある子どもへの支援の充実

個人の能力や可能性を最大限に伸ばし、社会に参加するための必要な力を養うために、一人ひとりの状態に合わせて、きめ細かな支援を継続していきます。

事業名	事業内容	担当課
地域生活支援事業の実施	◆市内支援施設や近隣施設と連携しながら、日常生活用具給付、日中一時支援などの地域生活支援事業を行っています。	長寿・障害福祉課
補装具の支給	◆身体障がい児の失われた部位、障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具の支給及び修理を行っています。	長寿・障害福祉課
障がい福祉サービスの実施	◆居宅介護などの訪問系サービス、短期入所(ショートステイ)等の日中活動系サービスや相談支援などの障がい福祉サービスを行っています。	長寿・障害福祉課

事業名	事業内容	担当課
障害児通所支援の実施	◆就学の障害児（療育の必要性があると認められた児童）に対して、日常生活における基本的動作の指導等を行う「児童発達支援」、就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力の向上のために必要な訓練等を行う「放課後等デイサービス」、障がい児が通う保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を実施しています。	長寿・障害福祉課
特別支援教育の推進	◆特別な支援を必要とする乳幼児・児童・生徒に対する適切な相談・支援を行うために必要な支援体制の整備促進を図るために三好市特別支援連携協議会を設置しています。また、学校生活において特別な支援が必要な児童・生徒に対し、特別支援教育支援員による支援を実施しています。	学校教育課

（４）子どもの貧困対策

「貧困」が世代を超えて連鎖させないために、子どもたちの育成環境を整え、すべての子どもが夢と希望を持って成長できるように支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
地域における学習支援	◆放課後子ども教室などで、地域人材を活用した学習支援の取り組みを行っています。	生涯学習・スポーツ振興課
貧困家庭への経済的支援	◆母子父子寡婦福祉資金等の貸付や児童扶養手当等で経済的支援を行っています。	子育て支援課
就学援助費交付事業	◆経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学援助費を交付しています。	学校教育課
生活困窮者自立支援	◆生活に困窮している人の自立を支援し、生活の安定・自立を目指します。	地域福祉課

4 仕事と子育ての両立の環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

多様な働き方を選択できる環境を整え、男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう保育サービスの支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、国や県、地域住民等と連携を図りながら、就労支援や意識啓発に努めます。	市民課人権室 商工政策課 子育て支援課
一時預かり事業	◆家庭において一時的に保育を受けることが困難になった子どもを保育所等で一時的に預かる事業を実施し、保護者の短期就労や傷病等による緊急時の保育等の需要に対応しています。 ◆また、一時預かり事業（幼稚園型）により教育時間終了後も預かり保育を行うことで、子育て家庭の様々なニーズに合わせて保護者の子育てを支援しています。 【※第5章参照】	子育て支援課 学校教育課
子育て短期支援事業	◆子どもを家庭で養育することが、一時的に困難になった場合等に、短期入所生活援助（ショートステイ）または夜間養護（トワイライトステイ）を児童養護施設等で行うことにより、子どもやその家庭の福祉の向上を図っています。 【※第5章参照】	子育て支援課

(2) 保育サービスの充実

多様な保育を通して、子育ての負担を軽減し、子どもの健全な育成のため、保護者の安心のために支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
乳児保育	◆市内認可保育所（公立6か所、私立2か所）、認定こども園（3か所）において、概ね生後5ヶ月から乳児保育を実施しています。	子育て支援課
延長保育事業 (時間外保育事業)	◆子育て家庭の育児や就労の両面支援を図るため、保育時間の延長を実施しています。【※第5章参照】	子育て支援課
子育て短期支援事業	◆子どもを家庭で養育することが、一時的に困難になった場合などに、短期入所生活援助（ショートステイ）または夜間養護（トワイライトステイ）を児童養護施設等で行うことにより、子どもやその家庭の福祉の向上を図っています。【※第5章参照】	子育て支援課
病児保育事業	◆子どもが病気の際や病気の回復期で、保育などが困難な場合に、子どもを預かる事業を実施することで、保護者が安心して就労できる環境を整えます。【※第5章参照】	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	◆幼稚園、保育所（園）、認定こども園に通っていない子どもやその保護者を対象に、子育て支援センターや保育施設等において、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、関連情報の提供等を実施しています。【※第5章参照】	子育て支援課
保育の質の向上	◆保育士の資質向上に向け、さまざまな場において研修を実施しています。今後も、保育内容の向上をめざし、研修の機会を増やしていきます。	子育て支援課
保育士の確保	◆関係機関と連携して保育士の確保を積極的に行い、適正な配置を図ります。	子育て支援課
幼保一元化の推進	◆勤労形態が多様化する中、幼稚園と保育所の両方の良さを持つ「認定こども園」への一元化を検討・推進します。	子育て支援課 学校教育課
障がい児保育	◆必要に応じて、加配なども配置するなどしながら、保育所（園）、幼稚園、認定こども園において、集団保育が可能な障がい児の受入れを行っています。	子育て支援課 学校教育課

(3) 男女共同参画意識の啓発

男女の性別にかかわらず男女均等推進のために、また共に働き・生活を構築できるよう、情報提供・啓発に努めます。

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画 推進事業	<ul style="list-style-type: none">◆2019年3月策定の三好市男女共同参画基本計画（第3次）の基本目標による主要課題と施策に取り組みます。◆市報みよし、ケーブルテレビ、ホームページ等を活用した情報提供や広報活動を行います。◆「三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の、戦略目標Ⅲ「結婚・出産・子育ての希望を叶える三好」を実現するための具体的施策として、ワーク・ライフ・バランスの実現が掲げられており、重要業績評価指標（KPI）として、企業セミナー開催などに取り組みます。	市民課人権室

5 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

生活形態が多様化し、子育てへのニーズも多様化する中、地域での様々な支援が提供できるように支援強化を図っていきます。

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	◆幼稚園、保育所（園）、認定こども園に通っていない子どもやその保護者を対象に、子育て支援センターや保育施設等において、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、関連情報の提供等を実施しています。 【※第5章参照】	子育て支援課
ブックスタート事業	◆股関節脱臼検診時に、対象の赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験と一緒に絵本を手渡し、親子のふれあいのひと時を持つことを応援する事業です。	生涯学習・スポーツ振興課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

地域社会全体で子育ての課題をとらえるとき、不可欠な地域支援のネットワークを形成し、健全育成の環境が創造できるよう支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	◆子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての応援がしたい方（提供会員）が会員となり、育児の相互援助活動を行うことで、地域における子育て支援を行っています。 【※第5章参照】	子育て支援課
世代間交流・地域活動事業	◆運動会などの各種イベントに、地域のお年寄りや青少年を招いて世代間の交流を図っています。また、小規模な保育所では地域に密着した実施が行われており、各種イベントにおいては、招待するだけでなく、園児を連れて参加しています。	子育て支援課

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

関係機関との連携を強化し、子どもの安全のために、地域社会が一体となった取り組みを強化していきます。

事業名	事業内容	担当課
青少年育成事業	<p>◆青少年の健全育成に関わる関係団体と連携して、街頭啓発キャンペーンや街頭パトロール等を実施し、非行防止や有害環境の排除に取り組んでいます。また、祭事の際など、学校と連携して補導活動を実施しています。その他、いじめ等の相談活動も電話・メール等で受け付けています。</p>	生涯学習・スポーツ振興課
スクールガード事業	<p>◆児童生徒の登下校の見守り活動など、地域の連携・協力体制を強化し、子どもの安全確保を図ります。</p> <p>◆地域の安全を守る人材の確保に向けて、地域団体などとの連携を強化し、充実に努めます。</p>	学校教育課
交通安全教室	<p>◆交通安全母の会などと連携し、交通安全教室を開催しています。(幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小学校等) [新入学幼児、児童親子交通安全教室]</p>	危機管理課

6 経済的支援の推進

(1) 助成・補助金関連の取組

子どもの健全な育成のために、保護者の負担軽減を図り、経済的な支援をします。

事業名	事業内容	担当課
育児用品購入補助事業	◆子育てを支援するために、三好市内で購入した育児用品（授乳・離乳関連用品、健康・清潔関連用品など等）の代金の一部を補助します。	子育て支援課
幼稚園保育料の無償化	◆2019年10月1日より、幼稚園保育料は無償化になりました。幼稚園教育のさらなる質の向上に向かい、教諭に対する研修を進めていきます。	学校教育課
保育所保育料の軽減	◆3歳未満児の保育所保育料を国基準より低く設定し、保護者の負担軽減を図ります。	子育て支援課
保育所保育料の無償化	◆3歳以上児と、3歳未満児の非課税世帯を対象として保育料の無償化が2019年より始まりました。保育に関して、今後は更なる質の向上に努めます。	子育て支援課
自立支援医療費（育成医療）	◆身体に障がいのある18歳未満の児童の健全な育成を図るため、その障がいを除去・軽減できる治療であって、確実な治療効果が期待できる医療に対する自己負担の一部を補助します。	長寿・障害福祉課
自立支援医療費（精神通院）	◆精神障がいの適正な医療の普及を図るため、精神障がい者（児）に対して、その通院医療に係る医療費の自己負担を軽減するものです。（加入している保険証による「世帯」の所得に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定しています）	長寿・障害福祉課
重度心身障害者等医療費助成	◆障がい者（児）に対し、医療費の一部を助成します。またひとり親家庭の母または父とその児童、父母のいない児童等（児童の対象年齢は18歳に達する日以後、最初の3月31日まで）に対して、医療費の一部を助成しています。（父母の場合は入院治療のみに限る）	保険医務課

事業名	事業内容	担当課
就学援助費交付事業（再掲）	◆経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学援助費を交付しています。	学校教育課
奨学資金貸付	◆市内に住所を有する者の子弟でかつ高等学校（高等専門学校を含む）、大学等（専門学校を含む）に在学しており、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金の貸与を実施しています。	学校教育課

（２）手当関連の取組

児童のいる家庭を安定させて、児童の健全な成長を促すために、経済的な面から支援します。

事業名	事業内容	担当課
児童手当	◆家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目標に、中学校修了前の児童を養育している保護者に児童手当を支給しています。	子育て支援課
児童扶養手当	◆18歳（の年度末）までの児童を養育している配偶者のいない親又は、親がいない場合において養育する養育者に手当を支給しています。	子育て支援課
特別児童扶養手当	◆精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の児童を監護している保護者に対し、手当を支給しています。	子育て支援課
障害児福祉手当	◆日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態にある在宅の20歳未満の重度障がい児に対し、手当を支給しています。	長寿・障害福祉課

第5章 教育・保育及び地域支援事業の量の見込みと 確保の方策

第5章 教育・保育及び地域支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などを総合的に勘案して設定するものです。

三好市では、教育・保育の資源状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域を「中学校区」、6区域（三野町、井川町、池田町、山城町、東祖谷、西祖谷山村）と設定し、地域子ども・子育て支援事業の提供区域は全市と設定します。

2 教育・保育事業

幼児の健やかな成長のために、子育て家庭を支えるために、保護者の状況に合わせた教育・保育事業を実施しています。教育・保育において量の見込みを算出し、確保策を検討し、適切な支援が行えるよう努めています。

(1) 事業内容

幼稚園や保育所等の教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の4区分にそれぞれ認定し、実施することになります。

・対象事業一覧

	対象事業	
施設型給付	認定こども園、幼稚園、保育所(園)	1号、2号、3号の認定区分ごとにニーズを算出
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
子育てのための施設等利用給付	新制度に移行していない幼稚園	新1号認定

(2) 家族類型の種類

目標事業量算出のために、実施したニーズ調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無や就労状況から8種類の「家庭類型」を設定し、それぞれのニーズ量を算出し、目標事業量を設定しました。

・家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月48時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+48時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月48時間未満+48時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

(3) 確保策

<全市>

全市をみると、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
 今後もより質の高い提供を目指し、保育士の確保に注力します。在籍数が下
 回る状況が続く場合などに、施設の老朽化問題も含めて、効率的な運営の観点
 から保育所等施設の統廃合の検討をします。

■「全市」の教育・保育の量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位：人)	2020年度					2021年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	61	0	201	33	136	58	0	195	34	137	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	94	0	321	51	183	94	0	321	51	183
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	94	0	321	51	183	94	0	321	51	183
②-①	33	0	120	18	47	36	0	126	17	46	

(単位：人)	2022年度					2023年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	56	0	192	34	138	54	0	183	35	138	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	94	0	321	51	183	94	0	321	51	183
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	94	0	321	51	183	94	0	321	51	183
②-①	38	0	129	17	45	40	0	138	16	45	

(単位：人)	2024年度					
	1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	54	0	184	37	139	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	94	0	321	51	183
	確認を受けない 幼稚園	0				
	地域型保育事業				0	0
	②小計	94	0	321	51	183
②-①	40	0	137	14	44	

<三野町>

町内の2020年時点の教育・保育施設を最大限に活用し、施設内での保育士の配置再編等で計画期間内での待機児童の解消を目指します。

■ 「三野町」の教育・保育の量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位：人)	2020年度					2021年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	5	0	3	7	19	5	0	3	7	19	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	5	0	70	6	25	5	0	70	6	25
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	5	0	70	6	25	5	0	70	6	25
②-①	0	0	67	-1	6	0	0	67	-1	6	

(単位：人)	2022年度					2023年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	5	0	3	7	19	5	0	3	7	20	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	5	0	70	6	25	5	0	70	6	25
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	5	0	70	6	25	5	0	70	6	25
②-①	0	0	67	-1	6	0	0	67	-1	5	

(単位：人)	2024年度					
	1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	5	0	3	8	20	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	5	0	70	6	25
	確認を受けない 幼稚園	0				
	地域型保育事業				0	0
	②小計	5	0	70	6	25
②-①	0	0	67	-2	5	

<池田町>

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれていま
す。

今後は質の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■ 「池田町」の教育・保育の量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位：人)	2020年度					2021年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	33	0	140	14	90	32	0	136	14	90	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	65	0	175	29	105	65	0	175	29	105
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	65	0	175	29	105	65	0	175	29	105
②-①	32	0	35	15	15	33	0	39	15	15	

(単位：人)	2022年度					2023年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	31	0	133	14	90	29	0	124	14	89	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	65	0	175	29	105	65	0	175	29	105
	確認を受けない 幼稚園	0									
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	65	0	175	29	105	65	0	175	29	105
②-①	34	0	42	15	15	36	0	51	15	16	

(単位：人)	2024年度					
	1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	29	0	124	14	89	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	65	0	175	29	105
	確認を受けない 幼稚園	0				
	地域型保育事業				0	0
	②小計	65	0	175	29	105
②-①	36	0	51	15	16	

<山城町>

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれていま
す。

また、各年度で、各施設の状況を見ながら、柔軟に対応していきます。

■ 「山城町」の教育・保育の量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位:人)	2020年度					2021年度					
	1号	2号	3号	3号		1号	2号	3号	3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	9	0	18	5	3	8	0	16	5	3	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	10	0	20	6	15	10	0	20	6	15
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	10	0	20	6	15	10	0	20	6	15
②-①	1	0	2	1	12	2	0	4	1	12	

(単位:人)	2022年度					2023年度					
	1号	2号	3号	3号		1号	2号	3号	3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	8	0	16	5	3	8	0	15	5	3	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	10	0	20	6	15	10	0	20	6	15
	確認を受けない 幼稚園	0									
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	10	0	20	6	15	10	0	20	6	15
②-①	2	0	4	1	12	2	0	5	1	12	

(単位:人)	2024年度					
	1号	2号	3号	3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	8	0	16	6	3	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	10	0	20	6	15
	確認を受けない 幼稚園	0				
	地域型保育事業				0	0
	②小計	10	0	20	6	15
②-①	2	0	4	0	12	

<井川町>

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。

今後は質の向上に努め、各年度で状況を見ながら対応していきます。

■ 「井川町」の教育・保育の量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位:人)	2020年度					2021年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	11	0	33	6	20	11	0	34	7	21	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	11	0	50	9	31	11	0	50	9	31
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	11	0	50	9	31	11	0	50	9	31
②-①	0	0	17	3	11	0	0	16	2	10	

(単位:人)	2022年度					2023年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	11	0	34	7	21	11	0	36	7	21	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	11	0	50	9	31	11	0	50	9	31
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	11	0	50	9	31	11	0	50	9	31
②-①	0	0	16	2	10	0	0	14	2	10	

(単位:人)	2024年度					
	1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	11	0	36	7	22	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	11	0	50	9	31
	確認を受けない 幼稚園	0				
	地域型保育事業				0	0
	②小計	11	0	50	9	31
②-①	0	0	14	2	9	

<東祖谷>

各年度で、状況を見ながら柔軟に対応し、施設の利用方法等を検討し、待機児童が出ないように努めます。

■ 「東祖谷」の教育・保育の量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位：人)	2020年度					2021年度					
	1号	2号	3号	3号	1-2歳	1号	2号	3号	3号	1-2歳	
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1	0	4	0	3	1	0	4	0	3	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	0	0	4	0	3	0	0	4	0	3
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	0	0	4	0	3	0	0	4	0	3
②-①	-1	0	0	0	0	-1	0	0	0	0	

(単位：人)	2022年度					2023年度					
	1号	2号	3号	3号	1-2歳	1号	2号	3号	3号	1-2歳	
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	0	0	4	0	3	0	0	4	0	3	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	0	0	4	0	3	0	0	4	0	3
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	0	0	4	0	3	0	0	4	0	3
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位：人)	2024年度					
	1号	2号	3号	3号	1-2歳	
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	0	0	4	0	3	
確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所	0	0	4	0	3
	確認を受けない 幼稚園	0				
	地域型保育事業				0	0
	②小計	0	0	4	0	3
②-①	0	0	0	0	0	

<西祖谷山村>

町内の園を最大限に利用し、柔軟に対応し、待機児童が出ないように努めます。

■ 「西祖谷山村」の教育・保育の量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位:人)	2020年度					2021年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	2	0	3	1	1	1	0	2	1	1	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	3	0	2	1	4	3	0	2	1	4
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	3	0	2	1	4	3	0	2	1	4
②-①	1	0	-1	0	3	2	0	0	0	3	

(単位:人)	2022年度					2023年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1	0	2	1	2	1	0	1	1	2	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	3	0	2	1	4	3	0	2	1	4
	確認を受けない幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
	②小計	3	0	2	1	4	3	0	2	1	4
②-①	2	0	0	0	2	2	0	1	0	2	

(単位:人)	2024年度					
	1号	2号		3号		
	3-5歳教育のみ	幼児期の教育ニーズが高い	3-5歳保育の必要性あり	0歳	1-2歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	1	0	1	2	2	
確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	3	0	2	1	4
	確認を受けない幼稚園	0				
	地域型保育事業				0	0
	②小計	3	0	2	1	4
②-①	2	0	1	-1	2	

3 地域支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

<事業内容>

事業名	事業内容	担当課
延長保育事業	◆子育て家庭の育児や就労の両面支援を図るため、保育時間の延長を実施しています。	子育て支援課

<確保策>

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
今後は、内容の質の向上に努め、効率的な施設の運営を図ります。

■量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位：人)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	66	66	66	66	66
②確保の内容	66	66	66	66	66
②-①	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

<事業内容>

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	◆保護者が仕事などで昼間いない家庭の児童を対象に、放課後児童クラブを実施し、遊びや生活の場を提供することで、保護者が安心して就労でき、子どもが安全でのびのびと育つ環境を整えています。	子育て支援課

<確保策>

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。

また、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の全ての児童の安全・安心な『居場所』の確保のために、現行施設の拡充や、放課後子ども教室との一体型について検討します。

■量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位：人)		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	計	399	377	357	336	308
	1年生	113	80	81	81	72
	2年生	105	108	76	78	77
	3年生	80	91	94	67	68
	4年生	64	63	73	74	53
	5年生	20	19	18	21	21
	6年生	17	16	15	15	17
②確保の内容		400	400	400	350	350
②-①		1	23	43	14	42

(3) 地域子育て支援拠点事業

<事業内容>

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	◆幼稚園、保育所(園)、認定こども園に通っていない子どもやその保護者を対象に、子育て支援センターにおいて、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、関連情報の提供などを実施しています。	子育て支援課

<確保策>

現状において、各年度とも十分な確保の内容が見込まれています。

今後は、より利用しやすい施設を目指し、質の向上に努めます。

■量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位：人回)		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み		287	289	292	294	298
②確保の内容	月間延べ	287	289	292	294	298
	実施数	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

(4) 一時預かり

<事業内容>

事業名	事業内容	担当課
一時預かり事業	<p>◆家庭において一時的に保育を受けることが困難になった子どもを保育所などで一時的に預かる事業を実施し、保護者の短期就労や傷病等による緊急時の保育などの需要に対応しています。</p> <p>◆また、一時預かり事業（幼稚園型）により教育時間終了後も預かり保育を行うことで、子育て家庭の様々なニーズに合わせて保護者の子育てを支援しています。</p>	子育て支援課

<確保策>

現状において、各年度とも十分な確保の内容が見込まれています。

今後、保護者のニーズが多様になる中、より子育てしやすい環境づくりのため、より利用しやすい運営を図ります。

■量の見込みに対する確保の内容と実施時期

①幼稚園型

(単位：人)		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1号による利用	301	290	278	268	270
	2号による利用	9,620	9,264	8,880	8,555	8,606
②確保の内容		9,921	9,554	9,158	8,823	8,876
②-①		0	0	0	0	0

②幼稚園型以外

(単位：人)		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み		5	5	5	5	5
②確保の内容		5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

(5) 子育て短期支援事業

<事業内容>

事業名	事業内容	担当課
子育て短期支援事業	◆子どもを家庭で養育することが、一時的に困難になった場合などに、短期入所生活援助（ショートステイ）または夜間養護（トワイライトステイ）を児童養護施設などで行うことにより、子どもやその家庭の福祉の向上を図っています。	子育て支援課

<確保策>

現状において、各年度とも十分な確保の内容が見込まれています。
より利用しやすい運営を検討し、子育てしやすい環境づくりを目指します。

■量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位：人)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	28	28	28	28	28
②確保の内容	28	28	28	28	28
②-①	0	0	0	0	0

(6) 病児保育事業

<事業内容>

事業名	事業内容	担当課
病児保育事業	◆子どもが病気の際や病気の回復期で、保育等が困難な場合に、子どもを預かる事業を実施することで、保護者が安心して就労できる環境を整えます。	子育て支援課

<確保策>

現状において、各年度とも量の見込みを上回る確保の内容が見込まれています。
医療機関などの関係機関と連携を取り、更なる展開を検討します。

■量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位：人)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	9	8	8	8	8
②確保の内容	10	10	10	10	10
②-①	1	2	2	2	2

(7) ファミリー・サポート・センター事業

<事業内容>

事業名	事業内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	◆子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての応援がしたい方（提供会員）が会員となり、育児の相互援助活動を行うことで、地域における子育て支援を行っています。	子育て支援課

<確保策>

現状において、各年度とも十分な確保の内容が見込まれています。

地域社会全体での子育てを行う意識を高められるよう、情報提供・啓発に努めます。

■量の見込みに対する確保の内容と実施時期

①低学年

(単位：人)		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み						
②確保の内容	年間延べ					
	か所数					
②-①		0	0	0	0	0

②高学年

(単位：人)		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み						
②確保の内容	年間延べ					
	か所数					
②-①		0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

<事業内容>

事業名	事業内容	担当課
利用者支援事業	◆専門の子育て支援コーディネーターが日々の多様な子育てに関する悩みや相談を受け、子育てサービスの情報提供や必要に応じた助言を行い、適切な関係機関へ連絡調整を円滑に行います。	子育て支援課

<確保策>

本市では実施していません。

今後、子育て支援事業の円滑な利用を促進するため、地域子育て支援拠点事務所などに、市の子育て支援コーディネーターを配置できるよう検討していきます。

■量の見込みに対する確保の内容と実施時期

①基本型

(単位：人)		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	基本型	0	0	0	0	0
②確保の内容	基本型	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

②母子保健型

(単位：人)		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	基本型	0	0	0	0	0
②確保の内容	基本型	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

<事業内容>

事業名	事業内容	担当課
乳児相談訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)	◆生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	健康づくり課

<確保策>

乳児家庭全戸訪問事業については、今後も対象となる乳児のいるすべての家庭を14人の家庭訪問者で実施していきます。

■量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位：人)		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み		111	112	113	114	116
②確保の内容	年間延べ	111	112	113	114	116
	訪問者	14	14	14	14	14
②-①		0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

<事業内容>

事業名	事業内容	担当課
養育支援訪問事業	◆養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師が訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	健康づくり課 子育て支援課

<確保策>

本市では、ヘルパー派遣は実施していません。各担当が現場に合わせて対応します。養護相談は行っており、今後も真摯に対応し、子育て世帯の生活の精神的安定と負担の軽減に努めます。

■量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位：人)		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	ヘルパー派遣	0	0	0	0	0
	養護対応相談	18	18	18	18	18
②確保の内容	ヘルパー派遣	0	0	0	0	0
	養護対応相談	18	18	18	18	18
②-①		0	0	0	0	0

(11) 妊婦健診事業

<事業内容>

事業名	事業内容	担当課
妊婦一般健康 診査(妊婦健診 事業)	◆安心して妊娠・出産を迎えることができるように妊婦を対象に妊婦健診の補助を行っています。	健康づくり課

<確保策>

健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を整えます。

■量の見込みに対する確保の内容と実施時期

(単位：人回)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1,037	1,056	1,073	1,091	1,114
②確保の内容	1,037	1,056	1,073	1,091	1,114
②-①	0	0	0	0	0

第6章 推進体制

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ね備えており、福祉・保健・教育・労働・生活環境等多岐に渡り、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取組として、総合的に推進する計画です。

また、市民(保護者)、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する関係者等で構成する「三好市子ども・子育て会議」において、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

2 地域人材の確保と連携

多様化する子育てに関するニーズに柔軟に対応していくために、保育士、教員等の子育てに関わる専門職員は勿論、地域団体やボランティア育成等、地域全体で子どもを育むために、地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

3 情報提供・周知

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、市民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。市のホームページ、広報紙、パンフレット等を活用し、本計画について周知、啓発、理解促進を図ります。

また、計画の進捗状況についても、担当課のヒアリングなどにより確認し、その結果については、市のホームページなどにより公表し、市民への周知を図ります。情報共有を図り、地域と行政が一体となった連携のもと、計画を推進します。

4 広域調整や県との連携

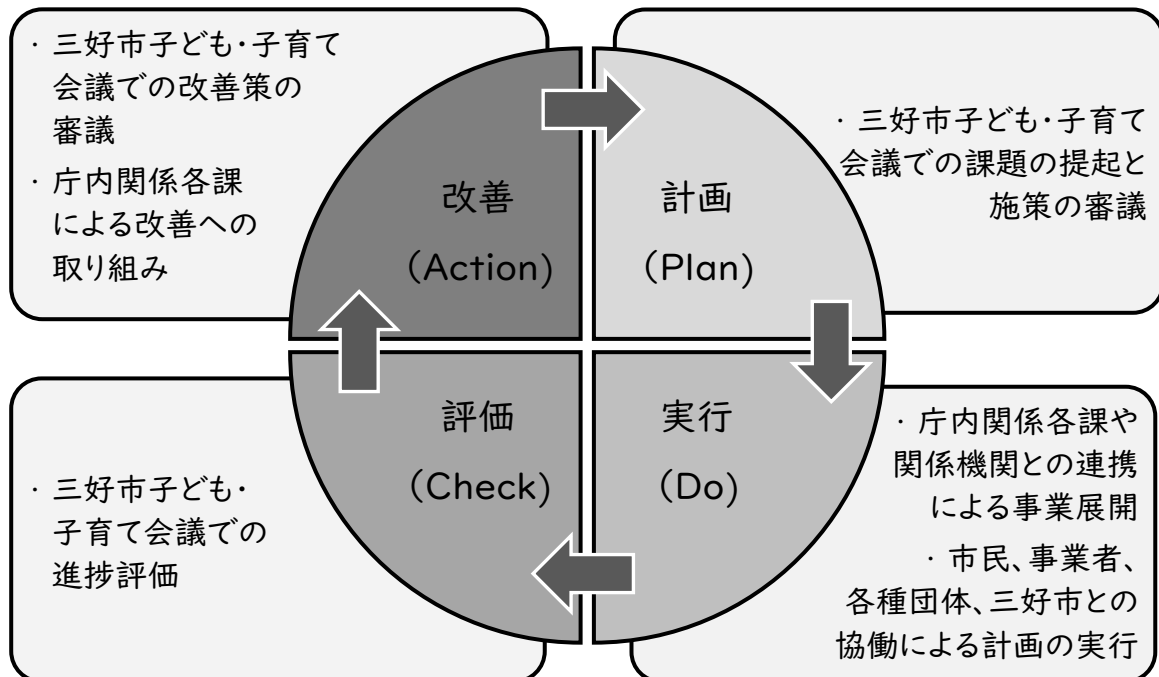
子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所（園）、幼稚園、認定こども園等の施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。

その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

また、市内の子育て支援にかかわる、家庭をはじめとした、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

5 計画の進行管理

地域の実効性の確保に向けて、PDCA（Plan Do Check Action）の視点に基づく進捗管理を行います。各課の取組について、必要に応じて、市民に対するニーズ調査などの実施や各課への進捗状況確認シートなどの結果から、計画の目標の達成状況や現状を毎年度把握していきます。



參考資料

参考資料

Ⅰ 策定経過

日程	事項	内容
【2018年】 11月13日	第1回三好市 子ども・子育て会議	・会議委員改選 ・ニーズ調査について
12月6日～ 12月24日	ニーズ調査	・就学前児童のいる世帯・保護者を対象とした市民意識調査（ニーズ調査）の実施
12月6日～ 12月17日	ニーズ調査	・小学生のいる世帯・保護者を対象とした市民意識調査（ニーズ調査）の実施
【2019年】 3月19日	第2回三好市 子ども・子育て会議	・ニーズ調査報告
11月28日	第1回三好市 子ども・子育て会議	・会議委員改選 ・第2期三好市子ども・子育て支援事業計画について
【2020年】 1月14日	第2回三好市 子ども・子育て会議	・第2期三好市子ども・子育て支援事業計画の策定について
1月27日～ 2月25日	パブリックコメント	・パブリックコメントの実施
	市長への報告	・「第2期三好市子ども・子育て支援事業計画」を市長へ報告

2 三好市子ども・子育て会議

○三好市子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日

条例第40号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、三好市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て関係団体に属する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■ 子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属	備考
大北 慶子	三好市民生委員・児童委員連絡協議会 主任児童委員部会長	会長
久保 満男	三好郡市幼稚園長会（山城幼稚園）	副会長
原 浩之	徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部（三好）副部長	
榊 浩一	徳島県立池田支援学校 校長	
前川 順子	三好市教育委員会 教育委員	
安宅 芳夫	三好市医師会 代表	
松村 美智子	三好保健所 課長補佐	
薦 泰見	連合徳島地域協議会 事務局長	
川人 裕子	児童発達支援センターすぎのこ 施設長	
上浦 恭子	ファミリー・サポート・センター事業 提供会員代表	
岡島 千代美	三好市認可私立保育園 代表	
平尾 美代子	三好市公立保育所・認定こども園代表	
中前 美希	三好市放課後児童クラブ 指導員	
竹内 大介	放課後児童クラブ保護者代表・池田放課後児童クラブ会長	
高井 康行	三好地区幼稚園PTA連合会・箸蔵幼稚園会長	
工藤 明美	公募委員	
福田 美喜	公募委員	

第2期三好市子ども・子育て支援事業
2020年度～2024年度

【策定・発行】

三好市 環境福祉部 子育て支援課

TEL : 0883-72-7648

FAX : 0883-72-7677